

法制審議会  
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等  
に関する手続（IT化関係）部会  
第4回会議 議事録

第1 日時 令和4年6月10日（金）自 午後1時00分  
至 午後5時42分

第2 場所 法務省20階第一会議室

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の  
見直しについて

第4 議事 (次のとおり)

## 議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻になりましたので、第4回の会議を開会いたします。

本日も御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は小池委員、衣斐幹事が御欠席ということです。また、櫻井委員が14時頃から17時頃まで離席の予定、長谷部委員が15時頃退席の予定、垣内幹事が16時頃退席の予定と伺っております。

それでは、本日の審議に入ります前に配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○西関係官 本日は、既に配布しております部会資料4「非訟事件手続（1）」に加えまして、部会資料6「民事執行・民事保全（2）」を配布させていただいております。資料の内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局から御説明をさせていただく予定でございます。

なお、本日は部会資料4「非訟事件手続（1）」の方から御議論をお願いしたいと考えております。

○山本（和）部会長 それでは、本日の審議に入りたいと思います。

今、事務局からもありましたとおり、この部会資料4、非訟事件の部分が前々回ですかね、積み残しになっていたかと思っておりますので、ここから議論を始めたいと思います。

まず、一つ目のテーマとして、部会資料4の1ページ「1 インターネットを用いてする申立て等」、この部分につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 部会資料4の1ページ目の（前注）に記載しておりますとおり、この資料では非訟事件手続法第2編が適用される事件を対象としております。ただし、民事調停事件、労働審判事件につきましては別途検討予定でございます。

その上で、1ページ目の「1 インターネットを用いてする申立て等」についてでございますが、この論点は非訟事件手続におけるインターネット申立てについて、民事訴訟手続における検討状況や非訟事件の特性を踏まえつつ御議論をお願いするものでございます。「（1）インターネットを用いてする申立て等の可否」では、非訟事件手続における申立て等について、民事訴訟手続と同様、全ての裁判所に対し、一般的にインターネットを用いてすることができるものとするについて御議論をお願いするものでございます。次に、2ページでございますが、「（2）インターネットを用いてする申立て等の義務付け」でございますけれども、こちらは民事訴訟手続において義務化することとされました委任を受けた代理人のほか、（注）において、非訟事件手続によって裁判所が選任した者などについて別途の御議論があるかといった点について、御議論をお願いできればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、（1）、（2）、それから（注）とありますけれども、特段区切りませんので、どの点からでも、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等を御自由にお出しいただければと思います。

○今川委員 3ページ目の非訟事件手続における裁判所が選任した者ということで、例えば検査役や清算人、検査役については既に会社法の方で、株主総会の検査役については電子化すると決められておるということですが、前回も裁判所が選任した者についての議論があったときに、職務内容に応じて考えていったらどうかという話が出たのですが、

例えば、代表取締役役に仮に選任されたという場合には、つまり、社長としての決裁をずっと、弁護士であれば弁護士がやっていて、裁判所に対する報告というものが主となるものではないだろうというようなこともあったりしますので、一律に義務化ということをするよりも、実態に合わせて、例えばということで、1ページのなお書に書いているような形で別途に対応していくというのがいいのではないかと、このように考えております。意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今川委員が言われた、私は会社法に疎いものですから、あれなのですが、職務代行者のような。

○今川委員 職務代行者の件です。私も職務代行者を行ったときに、ほとんど社長としての役割をして、裁判所には報告しますけれども、主たる役割はやはり代表者がいないということで代表者の代わりに権限を行使するということであろうと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今の点でもその他の点でも結構ですが。

○小畑委員 私は従前どおり、裁判所から選任された機関については原則、電子で行うべきであるという考え方でおります。職務内容については今、今川委員が御指摘のとおり、いろいろだと思いますけれども、いずれにしろ裁判所に対する報告や各種申立て等がございしますので、その範囲においてはやはり電子化すべきであると考えます。専門家ではない方がなられる場合もあり得るのですけれども、その場合は例外要件を設けるべきであると考えているところでございます。従前の発言どおりでございしますが、申し上げておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○青木幹事 ありがとうございます。私も、裁判所が選任した者についてですけれども、清算人については、取締役のように裁判所により選任されない者が就任する場合もあって、その場合に義務化の対象ということにならないのであれば、裁判所により選任される場合のみを義務化の対象とするというのは理由付けが難しいのではないかと思います。ただ、弁護士等が選任される限りで義務化をするということは考えられるのかなと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 重なるのですが、非訟事件手続によって裁判所が選任した者について、日弁連の方でもどのような規定があるのか挙げていただいたのですが、ざっと30種類ぐらいはありそうです。それぞれどういう方が選任されるのか、どういう職務内容になるのか等はかなりバラエティーに富むといいますか、それぞれに異なるのではないかと思います。一つ例を挙げると、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がいない場合などに選任される特別代理人ですが、これは必ずしも弁護士がならないようすし、供託物の保管者などは倉庫業者や銀行などが想定されているというようなこともあるようで、必ずしも専門職ではない方が選ばれる例が結構あるのかと思います。

そうすると、専門職が選任された場合に義務化をし、そうでない場合を例外という考え方自体はもちろん大いにあり得ると思っております。例外の範囲がひよっとしたらすごく広がるかもしれないので、非訟事件手続においては個々に実体をみるなどして慎重に検討するのがいいのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

主として（注）の部分について御意見を頂戴しました。従前とかなり重なり合う部分があるといえますか、いずれこの裁判所が選任する者、様々な手続の中で全体を横串にして見てみて、どういうところが一番妥当なところなのかということを検討いただくというプロセスが必要なのかなと私も思っているところでもあります。本日頂いた御議論を参考にし、事務当局の方にも引き続き検討を頂きたいと思えます。

それでは、よろしければ、引き続きまして、今度は資料3ページの「2 事件記録の電子化」の方に移っていききたいと思えます。まず、事務当局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 3ページの「2 事件記録の電子化」は、非訟事件手続において裁判所に提出されました書面等を電子化し、非訟事件の事件記録を電子化することについて御議論をお願いするものでございます。論点としましては、民事執行、民事保全、破産手続において御議論いただいたものと同様でございますけれども、非訟事件手続の特性等も踏まえまして、どのような規律が考えられるかについて御意見を頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この「2 事件記録の電子化」の点について、これもどなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思えます。

○今川委員 質問なのですが、電子化の例外のところの第2段落で、IT化された後でも事件記録等の閲覧がされず、書面による申立てが相当割合となることが想定される事件類型と書いてあるのですが、これは強制執行とかについては、聞くところによると、専門業者という少し言葉は語弊がありますけれども、専門家の方が多くて、IT化されれば義務化しなくてもおのずと運用でIT化になっていくのではないかという意見などもお聞きしておるので、非訟事件手続において申立てが相当割合になるという、これはどういうものを想定されているのかというのが質問です。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えいただける範囲で、お願いします。

○波多野関係官 こちらのほうでは特にこの事件類型というものを念頭に置いているところではございませんけれども、考え方として、このようなものについては紙のまま記録を保管していくということも考えられるのではないかと思っていたところではございまして、どちらかといいますと実情等に踏まえて御意見等を頂ければと考えていたところではございます。

○山本（和）部会長 あるいはほかの委員、幹事等で何か思い当たるところが。非訟事件というのは非常に幅が広い手続、前回やった家事事件も非訟事件の一種ではあるわけですがけれども、何か思い当たるところがあるという方がおられれば、御発言を。

○脇村幹事 参事官の脇村でございます。非訟事件はいつもこの改正を議論する際に、人によって念頭に置く類型がいろいろとございまして、一番典型的な、非訟でいうと、例えば借地非訟のように、民事訴訟に近いものとして捉えるという方もいらっしゃるれば、例えば過料とかそういう雑多なものを考えていらっしゃる方がいて、私たちの方も何を念頭に議論すればいいのかが少し、実はいつもどおり苦労しているところではございます。そういった意味では、先ほど言ったように、会社に関する対立構造型の事件ですとか借地に関する事件などのように、弁護士さんが就かれるケースが多かったりとか、そういったものを念頭に議論するのがいいのか、それとも、それはそれとして別途考えた上で、雑多なものを

念頭に、そういった雑多なものについて、恐らく専門家の方が就かないようなケースなどもあるとすると、そちらの方を念頭に議論するのがいいか、そこら辺が少し、すみません、まだ私たちも定まっていないところがございます、非訟事件、なかなかいろいろな事件がありますので、是非御経験などを頂ければ、私たちも参考にさせていただきたいと思えます。最後は法制上どうするかは私たちが考えなければいけないですが、実情を教えてくださいというふうに思っているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。この事件記録の電子化のところ、少し質問がありまして、書面で申立てがされた場合に、仮に電子化しないというふうな類型を設けた場合なのですけれども、そういう事件に関しては、事件管理システム上は一切表れないということになるのでしょうか。事件管理システム上、例えば裁判所とか事件番号、事件名、当事者名などは登録されるけれども、記録は紙のまま保管するということになるのか、それとも、そもそも事件管理システムには何も登録されず、何も出てこないということになるのか、その辺、もし現時点で何か分かることがあれば、教えていただければと思います。

○脇村幹事 脇村でございます。恐らくその関係でいいますと、次の3に関係することもあるかと思っております、この部会資料はそういう意味で、提出された書面と、それとは別に裁判書とか裁判所のしたことの電子化を分けて考えているところでございます。組合せとしては、裁判書とか調書については完全に電子化するという組合せもあると考えますと、例えば期日指定とか呼出しとか、そういったことは完全に電子化するということになりまして、そうなれば、システムはそのまま入ることになります。そういった意味で、例えばですけれども、組合せとして、そういったことをすれば、次の期日とか、あるいは事件がどうなっているかなどは、これは裁判の裁判所の記録の話でございますので、分かると。その上で、その出しているもの、書面の電子化についても併せてするのか、特に非訟の単発もので許可をする事件とか関係者が申立人しかいないようなケースについては、自分の手元に提出書面の多くはあるとすると、期日さえ分かればいいのではないかみたいな発想もあるのかと思っております、その辺、なかなか事務当局として、すみません、いろいろな組合せがあるので、そういったこともあるのかなと考えていたところでございます。

○植松幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○橋爪幹事 ほかの事件類型でも申し上げたところと重複いたしますが、非訟事件に関しましても発言させていただきます。

これまで申し上げてきたとおり、最高裁としては将来的には記録の全面電子化を目指すべきであると考えておりますが、民事訴訟の場面で記録を電子化するメリットとされていたものが、非訟事件の中でも、期日を重ねることがなく形式的な要件が満たされていれば通常申立てが認められ、かつ申立てを認める決定に対しては不服申立てができない、そういった事件類型にも当てはまるといえるのか、その点からやはり議論を始める必要があると考えております。そして、電子化のメリットが明らかでないとなれば、最初の時点では、

紙媒体で提出された申立書や疎明資料については一旦、紙媒体のまま事件記録に編綴した上で、その後、電子化の必要が生じた時点で必要な限度で記録を電子化するといった柔軟な運用の余地を認めていただきたいと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。もし可能であれば、先ほどの今川委員の御質問とも関係しますが、どのような事件類型が今、橋爪さんが言われたようなものに該当する、網羅的には難しいかもしれませんが、何かこういう例というのがあればお示しいただけると、議論に役立つのではないかと思います。

○橋爪幹事 正に先ほど御議論がありましたように、非訟事件には借地非訟とか会社非訟といった様々な事件類型がある中で、比較的マイナーな事件類型の中では先ほど私が申し上げたような特徴を有している事件が多いのではないかと考えておりますが、具体的な事件類型については、今日、持ち合わせておりませんので、そこは検討を進めたいと思います。

○山本（和）部会長 分かりました。それでは、引き続き裁判所の方でも御検討いただいて、こういうのが当たりそうだというのであれば、またお示しを頂ければ有り難いかなと思います。

○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。この論点、別の民事執行以下の手続の際から伺って、十分メリット、デメリットがフォローできていないところがありますので、意見というよりは、こういったところの認識が共有されておられるのでしょうかという質問になりますけれども、電子化のメリット、あるいは電子化のデメリットということでこれまで議論がされているところかと承知しております。私自身、民事訴訟の部会においてどういう議論がされてきたのか、詳細をフォローできていないところがございますので、その点は御容赦いただければと思うのですが、電子化というものがそもそもどういうものを念頭に置いているかというところが一つあるかなと思っております。

具体的には、メリット、デメリットというときには、いわゆる一般国民、一般ユーザーにとってのメリット、デメリットというのがございますし、いわゆる一般ユーザーではないバックエンド、裁判所の職員の業務負担などのメリット、デメリット、あるいは裁判所側のいわゆるシステムリソースのコストなど、そういった様々な局面があるのかなとは思っております。このメリットのうち、例えば裁判所のバックエンドのメリットないしはデメリットを考えると、どういう業務になるのかというところが大変重要になってくるのかなと思っております。電子化といったときに、例えば、紙を単純にスキャンをしてPDFなどの機械判読性がやや低いかもしれない形式で保存するだけなのか、いわゆる構造化されたデータとして整理するのか。構造化されたデータとして整理すると、データ項目の整理とかということで職員の手入力などは増えていくと思います。そういった形で、電子化というものがどういうものを念頭に置いておられるのかというところが一つ、大変重要になってくるのかなとは思っております。

また、バックエンドに関していいますと、例えばリモートワーク、自宅から業務を行おうとする場合には、リアル記録が手元にないと、紙媒体の場合には、自宅に持って帰って仕事をしなければならないということになりますが、そういったバックエンドでのメリットというのをどこまで捨てるのかといったところです。裁判所職員の側の業務負担というのを、今回の改正を踏まえたいわゆるIT化ないしデジタル化でどこまで捨おうと思うのか、そういったバックエンドで捨おうとするメリット、デメリットの範囲なども考えてい

く必要があるのかななどと思って、まだ議論を聞いている途中でございます。2周目、二読目に入ったところで更に頭を整理していく必要があるかと思っておりますが、この辺り、既に認識が共有されておりましたら余計なお話だったかもしれませんが、そういうふうなところを私としては考えていきたいと思っておりますのでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。この電子化が何を意味するのか、あるいは、それが誰にとってどのようなメリット、デメリットがあるのかということについては、民事訴訟法の議論以来、かなりずっと議論されてきたところかとは思っています。ただ、それについてはどうしてもシステムの問題が関連してくる部分もございまして、ただ、システムの部分それ自体はここでは議論の対象にはなっていないというところも含めて、完全に認識が共有されているかという、恐らく完全な共有ということにはなっていないのではないかと思います。大体のところは多分委員、幹事の間での認識の共通性があるもの、そこまでいうと楽観的なものかもしれませんが、そういうふうには思っていますけれども、ただ、引き続きその点は、特に訴訟と違った部分についてはまたメリット、デメリットも違うということは、これまで随分議論されているところではありますので、個々の手続ごとに考えていかなければいけないということで、引き続き検討が必要な点を御指摘いただいたかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また具体的な何か事件の類型等については、裁判所の方でも引き続き御検討いただけるというお話でもありましたので、また引き続き議論をしていていただきたいと思っておりますが、続きまして、関連する問題、先ほども少し触れられましたけれども、資料4ページの「3 裁判書、調書等の電子化」、こちらについて御議論いただきたいと思えます。まずは事務当局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 4ページ「3 裁判書、調書等の電子化」は、民事訴訟手続のIT化の検討におきましては判決や調書が電磁的記録によって作成するというにされたことを踏まえまして、非訟事件手続において、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などの記録を電磁的記録によって作成するものとするにつきまして、御議論をお願いするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点もどなたからでも結構ですので、御質問、御意見を御自由に頂ければと思います。いかがでしょうか。

○笠井委員 ありがとうございます。質問というか、素朴な疑問みたいな感じなのですがけれども、先ほどの2のところと関係すると今、部会長がおっしゃった、そのとおりでありまして、そもそも事件記録を電子化しない事件が仮にあるとした場合に、裁判書や調書などを電子化するということがそもそもあり得るのかということです。要するに、事件記録を電子化しない事件について、裁判書の原本というのが電子であり得るのかという問題がそもそもあるので、2の方と3の関係ですね、2が決まらないと3も決まらないような関係にあるのかなと少し思ったので、その辺りの整理については、分けて考えられるのかどうかという辺りを伺えればと思います。もちろん、もう2の方を電子化することを前提で考えるのだということであればよく分かりますし、それならば全部電子化すればいいのではないかと思いますけれども、その辺りについて何か当局のお考えがあったら伺いたいと思

いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。脇村幹事、お願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。当局としては、定見がないというところであれなのではけれども、考えていたところとしては、分けて考えることもできるのではないかと考えていました。それは、訴訟記録といった場合に全てを単一でやらないといけないかという問題が一つ、紙でやる時には全部紙でなければいけないという考え方もあれば、紙のものもあれば電子のものもあるということもあっていいのではないかと、そう考えると、別にそこは2と3を分けていいのではないかと考えています。

民事訴訟につきましては、少なくとも困難なケースについては、ある意味で紙というか物体を残すということにしていますので、そういう意味で、民事訴訟の世界でも、改正法の下では電子的な訴訟記録と電子でない部分の記録が併存するということは一応認められているのかなと。そうしますと、2と3は関連はするのですがけれども、場合によってはどうか、分ける、先ほど少し植松先生と話をさせていただいたとおり、提出書面の電子化について、どういった考えで電子化するかによるのかもかもしれませんけれども、必要に応じてみたいな感じで考える一方で、裁判書等については特に、期日の管理とかそういった関係で、必ずアクセスして見られるようにするという発想も当然あるのかなと考えております。その辺は両方あるのかなと考えていたところでした。

ただ、現時点で当局の方として、2と3について何かこうすべきだというふうにと考えているものではないので、そういうこともあるかなと考えている限度ということでございます。

○笠井委員 結構です。ありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今御議論がありましたけれども、2とともに引き続き検討を進めていくということになるかと思えます。

それでは、よろしければ、続きまして資料4ページの「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」について、この部分につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 4ページから5ページに掛けまして、「4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用」のうち、まず本文（1）の当事者の期日の参加につきましては、現行法におきましても非訟事件の手続の期日におきましてはウェブ会議・電話会議を利用して手続を行うことができると規定しているところでございますけれども、民事訴訟法では遠隔地要件は削除するということがとされていますので、非訟事件においても同様の規律とすることについて御議論をお願いするものでございます。

次に、本文（2）の方は、専門委員の期日における意見聴取でございますので、こちらも民事訴訟法の議論と同様に遠隔地要件を削除することについて御議論をお願いするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見がおありの方はお出しを頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。御提案いただいている内容としては（1）、（2）ともに賛成いたします。

(2) では専門委員の期日における意見聴取について、遠隔地要件を削除してウェブ会議等のできるようにするということですが、加えて、非訟事件手続において、例えば借地借家法における鑑定委員会の意見を聴く場合、その意見は借地非訟事件手続規則 8 条によると、意見書で提出するというのが原則のようですが、相当な場合には口頭で述べることができますし、裁判所から説明を求められる場合もあるといった規定があると思います。鑑定委員会を組織する委員の一人になっている弁護士のニーズとしても、この専門委員と同じように鑑定委員会の委員に関しても、例えばその期日において口頭で意見を述べる等の場合に、ウェブ会議等で行うことができるというような規律を設けることも考えられるのではないかと思います。これは一例でして、多様な非訟事件の中でほかにもそういったニーズがあるのかもしれませんが。そういった点も少し広げて御検討いただけたらと思います。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○脇村幹事 ありがとうございます。いずれにしても、恐らく期日です際にできるという方向で考えた方がいいのは間違いのないのではないかと伺っていて思いましたので、あと、それを法律で書く必要があるのかどうか、特に今、ウェブ会議ではなく電話会議等も規定があったりする関係でどうやっているか、少し実務を踏まえながら規定の必要性なども含めて考えさせていただきたいと思います。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今の櫻井委員の御指摘からもあれなように、この非訟事件はかなりそれぞれ特別規定といたしますか、というのが随所にあたりするものですから、当然それ全体を今後精査して、落ちがないように考えていかなければいけないということかと思えます。

よろしければ、続きまして、5 ページの「5 和解」について議論をしていただきたいと思います。事務当局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 5 ページの和解につきましては、民事訴訟法と同様に、当事者から送達申請によらずに和解調書を送達しなければならないものとするにつきて、御議論をお願いするものでございます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。余り問題はないかなとは思っているのですが、もし何かあればと思えますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。また気付いたら最後のところででも御発言いただければ結構かと思いますが、続きまして、5 ページの「6 記録の閲覧」について、これも事務当局の方から資料の説明をお願いいたします。

○波多野関係官 5 ページの「6 記録の閲覧」は、非訟事件において民事訴訟手続と同様に、電子化した事件記録をオンラインで閲覧することができるようにすることなどにつきて御議論をお願いするものでございます。非訟事件手続におきましては、現行法上、事件記録の閲覧等については裁判所の許可を要することとされている点が民事訴訟と異なるところでございまして、この許可を得て閲覧等を行うことができるとの規律を維持した上で、インターネットを利用した閲覧方法を検討することが考えられるところでござい

す。

なお、非訟事件手続法と異なりまして、許可を要することなく閲覧等を行うことができる旨の規律がある事件、例えば借地非訟等でございますが、このような手続につきましては許可を得ることを要しないことを前提としまして、具体的なインターネットを利用した閲覧の方法を検討することが考えられるところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この閲覧の点、どなたからでも、またどの点からでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○今川委員 6ページの（2）イの第2段落なのですけれども、つまり当事者のいつでも閲覧のことなのですけれども、これは裁判所の許可を前提としているということがゴシック体には書いてあるのですが、そうすると、許可というのが利害関係人等の場合は閲覧請求があるたびに個別許可をする、当事者の場合は包括的というか、一回許可をしてしまえば、あとはもう閲覧制限を解除したものとすると、こういう関係を検討する必要があると、こういうふうに読んだらいいのでしょうか、それとも法律自体を何か改正しようということなのでしょうか。質問です。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。結論的には、法律を変えるかも含めて御検討をお願いしているところではあるのですけれども、まずはどういった運用といたしますか、どういった形で記録の閲覧をされることがふさわしいかを御議論いただいた上で、そのふさわしいことを実現するのに法改正が必要かというアプローチをしていくのがいいのかと思っています。例えば、当事者閲覧について、許可制を維持しつつも、一旦許可した以上、それは普通に考えたら許可するでしょうという前提で、もう一般的には包括的に許可した前提でやってしまえば、それは法律は要らないということもあるでしょうし、その意味では、何となく法律の方から行くと議論がしづらいのかと思っていますので、どういった形で閲覧・謄写していくのが当事者にとって、あるいは一般国民について利便性が高いかを御議論いただいた上で、あとはそれをどう組むかはその次に考えたいと思っております。そういう意味では、どういった形にした方が都合がいいかは、是非御意見を頂ければと思います。すみません。

○今川委員 これは、要は閲覧制限を裁判所が外すということですから、外し方の許可の中身というのはいろいろな許可の中身があっていいのではないかと私自身は考えていて、運用でも十分できるのではないかと考えているのですけれども、今までそういう運用があるのか、ないのか、分かりませんが、解釈上はできるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。恐らく解釈論としてはあり得る解釈論ではないかという感覚を私も抱いているところでございます。もちろんそれも御議論のあるところかもしれませんが、例えばですけれども、一旦解除したというか、当事者に見せた以上は、後で隠しても仕方がないということからすると、それはもう許可した前提でずっとやればいいのではないかと、それは都度やっているというのか、既にやっているのだからいいのではないかと、いろいろな説明があると思うので、そういったこともあるとは思いますが、借地非訟とか会社非訟とかのほか、もちろん類型によってはより慎重に考えるべき類型があるのではないかと、特に、この非訟事件については元々許可制を入れる際にも、一部の事件を念頭に置くと、

ほとんど不許可にすることははないのではないか、みたいな意見も確かあった一方で、やはり非訟事件は怖いといえますか、何があるか分からないことがあるということで作らせていただいたことがございますので、そういったことを考えると、運用に任せるということもあるでしょうし、その辺はまた御議論いただければと思っております。

○山本（和）部会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。借地非訟のところですがけれども、借地非訟事件というのは二当事者対立構造みたいなところがあって、民訴に近いところがあると思っておりますので、当事者についてはいつでも閲覧を認めていいのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 これも従前申し上げてきたところではあるのですがけれども、閲覧の要件の問題ですね、許可なのか、例えば閲覧制限事由が列挙されている場合とか、手続によっていろいろあると思うのですがけれども、その要件をクリアした、例えば許可が出たとか利害関係人の疎明があったとされた以上は、そこから先はやはりいつでも閲覧の対象にすべきではないかと考えます、それがIT化のメリットでもあり、閲覧する側においてもコスト的にも時間的にもメリットになるのではないかと考えておりますので、そのような形で制度を捉えた上で、法改正が必要かどうかということを検討すべきではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料7ページの「7 送達等」について、事務当局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 7ページの「7 送達等」でございますが、まず、「（1）電磁的記録の送達」、「（2）公示送達」につきましては、非訟事件手続における電磁的記録の送達及び公示送達につきまして、民事訴訟手続と同様の規律を導入することについて御議論をお願いするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御質問、御意見等があれば、お出しを頂きたいと思います。

いかがでしょうか、特段問題はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続いて、資料の今度は8ページの「8 証人尋問」、これは等ですかね、証拠調べ手続ということですが、この部分について事務当局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 8ページの「8 証人尋問」、等かもしれませんが、こちらは非訟事件手続における証拠調べ手続につきまして、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて御議論をお願いするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、何かございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

余り問題はないでしょうか。

ありがとうございました。それでは、この資料の最後、「9 個別の非訟事件（公示催告事件等）」についてであります。事務局から資料の説明をお願いします。

○波多野関係官 資料8ページの「9 個別の非訟事件（公示催告事件等）」につきましてですが、公示催告事件につきましては、公示催告の内容を裁判所の掲示場に掲示し、かつ官報に掲載する方法によってすると規定されているところでございます。民事訴訟手続の公示送達につきましてはインターネットを利用するとされたことを踏まえまして、公示催告の公告につきましてもインターネットを利用する方法をとらなければならないということにつきまして、御議論をお願いするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、公示催告、個別の非訟事件という題目ですので、公示催告に限らずほかの点でも、もしお気づきになった点があれば御指摘を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

この沈黙は、公示催告については、このインターネットを利用する方法をとらなければならないということで特段問題はないという御趣旨でしょうか。

○垣内幹事 垣内です。私自身はそのようなことで裁判所のサイトにインターネットで掲載するといったような方法によるということが適当と考えられるのではないかと思います。ただ、これは前回も問題になりましたけれども、官報等との兼ね合いをどうするかというのは、官報に掲載する等の意義等を改めて確認した上で、もう少し考える必要があるかなと思っているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。ありがとうございます。各先生から、官報との関係で以前、公告の議論をされた際にもあったという記憶がございますが、当局としても、公示催告の事件については、現行では裁判所の掲示プラス官報ということで、官報だけのケースとは違うケースなのだろうということは少し意識していたところでございます。恐らく、少し以前からも話があったとおり、民事の方は裁判所の掲示にプラスしてホームページということで、裁判所での周知の方法を広げていきたいと思いますという観点から、恐らく民事訴訟で導入されたと思いますので、そういった意味では、掲示板に加えというケースについては、その考えが親しみやすいのかなと思っております。一方で、掲示のないケースについての在り方についてどうするかについて、正に先生からも官報との関係のお話があったと思いますので、少しそこは考えていけないと思います。いずれにしても、以前からの御指摘もございますので、恐らく掲示場のケースとそうでないケースはいろいろと組合せがあるような気がしますが、そこは私たちも少し整理しながら考えていきたいと思っております。雑駁ですみません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

公告物といいますか、これについてもいろいろなところでこれまで、倒産事件を筆頭に、出てきたところかと思っておりますけれども、これもそれぞれのかなり、今もお話がありました規定ぶりが少しばらばらになっているところがあるということかと思っておりますが、それぞれについてどういう意義なのかということも含めて、どのような形で公告が行われるの

が相当かということを経務当局にも引き続きお考えいただくということかと思いますが、よろしいでしょうか。

もし非訟事件全体について何かこの際、コメントを頂けるのであればと思いますが、いかがでしょうか。

○**杉山幹事** すみません、幹事の杉山ですが、先ほどの記録の電子化のところでは発言しそびれたのですけれども、最高裁の方からの発言では、電子化するメリットが余りないため、取りあえず今は紙の媒体のまま保管しておいてよいものがあるということですが、私はその具体的なイメージが分からないのですけれども、既に紙で保管されているものとか、今後一旦紙で保管されてしまったものは、恐らく将来的には、電子化はされないのではないかと考えています。というのも、申立てがあるたびに電子化するのと比べて、遡って電子化するのは大変だと思うからです。そのため、今は必要ないと思うけれども、将来的に電子化するメリットがあると思われるものは、やはり今の段階で電子化した方がいいと思いますので、必要性についてはきちんと精査した方がいいと思っています。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。今の杉山幹事の御発言のように、何か言い落としたという点でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

○**脇村幹事** すみません、脇村です。今の杉山先生のお話を伺っていて、確かに将来の電子化という議論をしている際に、私も余り考えていなかったのですけれども、恐らく本当の意味で将来的に抜本的に電子化するという意味もあれば、確かどこかでお話があったように、必要に応じてやるという意味が、例えば記録の閲覧とかのときにやるという意味も含めて、あるのかなということとか、いろいろな意味で使われているのではないかという気が今、だんだんしてきまして、恐らく将来的なという意味が、そういう制度としての電子化の話のことだけをいっているのか、当該事件における中の流動的な中で、例えば当事者以外の方が、民事でいうと補助参加的な感じかもしれませんが、参加した、非訟ですと利害関係参加みたいな感じですかね、方が来て、自分が見ていないものを見たいのだ、みたいなケースがあったりするときには対応する必要があるのではないか、みたいなことかなということもあるかもしれません。そこは私たちも少し考えたいと思います。

恐らく、その関係で行くと、先ほどから記録の閲覧の許可制の話で、請求があって、一旦もう電子化というか、電子で見られるようにしたのだったら、その後、見ればいいではないかという発想は、もしかしたら何かそれに近い発想もあるのかもしれないと今、伺っていて思いましたので、もちろん電子化のメリット、正に先ほどお話があるとおり、何を念頭に置くのか、本当は全ての電子化のメリットを享受すべきなのでしょうけれども、裁判所というか、負担との兼ね合いで、どの辺を、特に一般国民のユーザー目線だけを念頭にそういった記録の閲覧等を考えるかどうかという考えもあるかもしれないと思いましたので、少しそこは今日の意見、いろいろ組合せがあるような気がしましたので、うまく意見が書けるように整理をしたいと思います。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

ほかに、非訟事件について。

○**小畑委員** 今の電子化のところなのですけれども、これは非訟事件に限った話ではないのですが、全件電子化の議論が、書面で提出されたものを、その書面を電子化することが大変だという議論になっているかと思うのですけれども、民事再生や会社更生ではデジタル

データを書面で提出するときに一緒に出すという制度が規則上あったと思います。全くの手書きで作られている書面が出てくるという場合は別ですけども、ほとんどの場合は、必ず電子データがある、要するに、ワード等で作成されている文書が必ずあるので、例えば、それを一緒に提出させるという方法とか、その他の方法を考えて、全件電子化に向けて、それを実現していくにはどうすればいいかという観点から検討すべきではないか、申立ての義務付けの範囲もそうですし、データファイルの提出もそうですし、要するに、単純に書面をPDF化するのが大変だから取りあえず例外を設けるとするのは、最後に議論すべきで、全件電子化を行うために、IT化を実現するために、いろいろな手段があり得るのだというところで少し議論してほしいと思っているところでございます。

以上でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。確かに、純粋に手書きでの書面みたいなものがどの程度の比率でどういう事件であるのかということとも関係してくるのかもしれない。

○脇村幹事 ありがとうございます。先生がおっしゃったとおり、できるだけ電子化すべきではないかという発想をしつつも、なかなか部会では義務化という法律上の義務を付ける関係というか、電子化の義務化の意味の義務化かもしれませんが、というところで少しぎりぎりしたところをやっているところから、そういったことで、しなくていいではないかみたいなことが強く出ているのかもしれないのですけれども、恐らく先生がおっしゃったとおり、それを義務というかは別にして、全体的に電子データがあるものを電子データで出してもらって、それを記録化していく方がいいのではないかというこれは、恐らく民事訴訟でも同じような議論というか、根底にあったと思ひまして、そこは私たちも意識していきたいと思ひます。

一方で、自分たちで作った資料でワードデータとかがあるものと比べて、民事訴訟もそうでしたけれども、元々紙になっていた契約書とか証拠とかの関係もあったりすると、そういったデータがないものもあったりするのかな、なんていうことも考えておひまして、非訟事件でも恐らく準備書面的なものを念頭に置くと、先生がおっしゃったとおり、正にデータがあるではないか、もちろんデータがないケースもあるかもしれないのですけれども、手書きのケースがあるかもしれませんが、あるいは証拠的なものを見ると、紙しかないのではないかというケースもあるのかなというところで、私たちも少し考えていきたいと思ひます。おっしゃるとおり、手段としてどういう手段をとるのかということと、どういった方向に進んでいくかということは分けて考えるべきだと思ひますので、そこは意識していきたいと思ひておひます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 どうもありがとうございます。今のところ家事事件手続法と非訟事件手続法を別個に部会で審議しているわけですが、元々私はこの両方の立案には関わっていないので、立案時にどういうふうな議論のスタイルがとられたかよく存じ上げないのですが、かなり横並びの規定というのが置かれていますよね。包括準用を避けるという趣旨から、かつての家事審判法のようなやり方はやめましょうということで、それぞれ書き切った部分がかかなりあるわけですが、しかし、内容的にはかなり横並びになっている部分があると考えておひます。これをばらばらに議論していて、従来の横並びが崩れることもあり得る

のか、最後に何かやはりそれは調整するという方向でお考えになっているのか、そこだけ少し教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な点の御質問かと思いますが、事務局からお答えいただけますか。

○脇村幹事 脇村です。恐らく横並びのケースみたいなことも多いことはあると思っています。一方で、非訟の見直しのときも家事の見直しのときもそうだったのですが、非訟の方はなかなか、この事件類型を念頭に規定を決めましようとか言いづらかったところがあり、そういった意味で、家事の方は別表第2とか第1とか分けて、精緻というか、一応対象がはっきりしているので書きやすかったと、そういう意味で、最後は似た規定を置きつつもちょこちょここと違っている規律になっていったと思っています。そういう意味では、そのちょこちょこ違ったところが電子化でも場合によっては反映されて、やはり少しずつ違うということはあるのかなとは思っているところですが、現時点で必ずそろえないといけないと思っているわけでもなく、必ずばらさないといけないと思っているわけでもないですが、個人的には結果的にうまい形でハーモニーというか、それなりにそろっていくといのかなという漠然とした感覚を抱いているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。部会の進め方としましては、委員、幹事の中で、どちらかといえば民事関係で御発言等を頂くことが多い方と、家事、人事関係で御発言を頂くことが多い方というのが相対的にあるというところから、部会の期日としては分けて、今回は、少なくとも第一読会は御議論を頂いたということですが、ただ、前回人事、家事をやって、今回冒頭に非訟をやっていきますように、その連続性というのは一応その運営においても意識をしているつもりで、完全にばらばらにしているということではないと思いますし、今後の審議においても恐らくそうはなっていくのだろうと思いますが、山本克己委員、それで説明としては、あれでしょうか。

○山本（克）委員 ありがとうございます。今後いろいろ調整が必要であるかもしれないということで、了解いたしました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○笠井委員 ありがとうございます。私は山本克己委員の御意見の前の、電子化をどの範囲でという話の関係で手を挙げたのですけれども、基本的には電子化を全部できるだけする方向でやるのが本筋ではないかと考えているのですけれども、たまたまそのときに考えたのは、小畑委員が事実上こういうのはもう電子化で出ているからという話との関係で思い浮かんだのが、山本克己委員がおっしゃった家事事件手続法に関係するのですけれども、家事調停なんかの場合というのは、逆に割と本人で書面で手書きで出したりするものも結構あるという辺りの難しさというのは少しあると思ったのですが、ただ、それでもやはり電子化を目指すべきだというのは思っております。それが1点です。

それから、それに関係して、後で民事保全のところに出てくる話なのかと思いますけれども、前に裁判所の方から、民事保全の関係でも異議とかにならないようなものというのがたくさんあるので、紙のままにするということもあるのではないかという御意見があって、多分それは後でまた問題になると思うのですけれども、事実上電子が多いだろうということの文脈で行くと、民事保全なんかでもやはり弁護士さんが就いてなされるということが普通は多いと思いますので、結局ほとんど電子で、ほとんどというといけな

れません、統計的にまた伺いたいと思いますけれども、結局電子で出るというのが多いのではないかと思いますので、そういった異議の割合とかというよりも、むしろ申立てから電子で出ているものが多いということを前提で考えた方がいいのかなということは思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。私も、先ほど小畑委員の御発言のあったところにつきまして、方向としてはいろいろ可能な工夫を凝らして全面電子化をしていくということで、そのメリットを最大にしていくということが相当だろうと思っております。

それで、紙として出てきているものについても、その元となっているデータを提出させるということが考えられるというお話もあって、なるほどと感じたのですけれども、その場合の注意点というか、若干気になる点としては、やはり紙で出てきているものと電子ファイルの同一性の確認ということには留意をする必要があるかと思っておりますので、スキャンする労力等と、その紙と出てきたファイルとの同一性をきちんと確認するということの労力を比較してどうかといったところも加味しながら検討していく必要があるのかなと感じたところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。私たちも、すみません、この非訟事件、繰り返しかもしれませんが、なかなか対象事件を絞れないこともあって、どうしてもぼやっとしていて恐縮なのですけれども、一方で義務化という方法以外の方法もあるのではないかと、これは民事訴訟でも同じような議論があったと思っておりますので、その辺、どういった形が一番適切になるのか、事件類型も多少意識できるかどうか、少し考えながら、頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。非訟事件につきまして、冒頭に説明がありましたように、民事調停及び労働審判についてはまた別途検討の予定ということにさせていただいて、よろしければ、これから2巡目の議論ということになりますけれども、部会資料6の方に移っていきたいと思っております。

部会資料6は「民事執行・民事保全（2）」ということになっておりまして、2巡目の御議論を頂くということで、これも順次、まず「第1 民事執行」の点から御議論を頂ければと思います。まずは、1ページの「1 インターネットを用いてする申立て等」について、この点につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○西関係官 第1の「1 インターネットを用いてする申立て等」につきましては、民事執行の手続におけるインターネット申立てについて取り上げさせていただくものでございます。先日の御議論では、民事執行の手続においてインターネット申立てを導入することについては反対の御意見はなかったように思いますが、その義務化の範囲につきましては様々な御意見を頂戴したところかと存じます。このような御議論も踏まえつつ、改めて御議論を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、これも（１）、（２）、それから最後に説明のところでは執行裁判所が選任した管理人等々についても言及がありますけれども、どの点からでも結構ですので、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。義務付けの範囲のお話で、一つは委任を受けた代理人以外の者についてですけれども、元々民事執行事件においては代理人が就くよりも業者による申立て、それも慣れている業者による申立てというのがかなりの割合を占めるというような話を聞いております。当然、業者ですと、使いやすいシステムを開発してもらえれば、義務付けるまでもなくインターネット申立てが利用されるだろうと思いますので、そういう意味では、あえて義務付けなくてもいいのかなと思いますし、仮に義務付けるとした場合に、その範囲をどうやって画するのかということについてはやはり難しい点があると考えております。

あともう１点、裁判所が選任した者についてですけれども、これも先ほどの非訟事件のところでも議論になっていましたけれども、これもいろいろな人がいるのだろうということで、一律に義務付けるより、その職務内容とか、どういった人が選任されるかというところを踏まえた上で検討すべきではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 義務付けの範囲についてです。私自身は、委任を受けた代理人以上に義務付けの範囲を広げたときに、それをどういうふうに線引きするのかというのを明確にするのは難しいのかなと思っているので、民事訴訟の場合と同じでも仕方ないのかなと思っております。経団連の参加企業に意見照会をしたところの反応をお伝えさせていただきたいと思っております。

これはそれぞれ様々でして、義務付けの範囲が一義的に明確になる限りは企業サイドとして余り負担感はないと言っている企業もおります。一方、基本的に執行の手續に関しては、企業であっても代理人に委任しているので、それが一定の企業にも義務付けの範囲が拡大されても結局、実質同じではないかと考えているところもあります。ただ、やはり義務付けの範囲を、例えば申立てに慣れたところに限らず法人一般とかという形で拡大されますと、やはりそれに対応するのは困難なケースもあるのだろうと、そういうふうな意見をもらっております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。第１回会議におきまして、義務化の範囲と関連させて、大規模な会社や金融機関等のインターネットを用いてする申立て等に関する意見を述べさせていただきましたが、意図するところは必ずしも法令上の義務付けをすべきということではなくて、７のシステム送達にも関連してくるのですけれども、例えば第三債務者となることの多い大規模な会社や金融機関等が、あらかじめシステム登録をしておけば差押命令はシステム送達でされるという規律を設けることで、システム登録へのインセンティブが働くということも考えられるのではないかと考えています。つまり、そういった様々な立場の関与者にメリットのあるシステム構築を検討し、多くの関係者が事件管理システムを利用するような仕組み作りを考えるべきだと、こういった意見の趣旨でございました。

システム送達については後ほどだと思いますけれども、債権者としては申立日を調整す

ることで差押えのタイミングを見極めるという工夫が実務上多くされていると思うのですが、第三債務者が事件管理システムにあらかじめ登録しているかどうか債権者が申立て時に分かるような仕組みと仮になるのであれば、債権者は申立て時に一定の期間内でシステム送達の日時を選択するようにすることで、債権者が書面で第三債務者に送達を希望することも減るのではないかとも思いました。もし、システム構築の際にこのような指定日時送達ができるようになるとすれば、事件管理システム利用のインセンティブにもなるかと思っただけです。意見として述べさせていただきます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 基本的には植松幹事と同じ意見なのですが、実態といったときに、いろいろな人から話を聞くと、先ほど植松幹事からあったように、専門性というか、そういうことに慣れている、そういう人が多く行われているということはよく聞くのですが、その実態が本当なのかというのが一つ少し疑問があります。そういう人も多ければ、何も義務付けしなくても自然とITの方にもう流れていくのではないかと考えています。

それが1点と、それからもう一つ、民事執行事件において執行裁判所が選任した強制管理の件ですけれども、これは御存じのとおり94条2項で法人でも可ですので、通常は執行官なり弁護士が選任されている場合が多くて、執行官が多いとお聞きしていますけれども、法人もできると法律上なっているので、少しここはいきすぎではないかと、このように思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。それは、義務付けるのがいきすぎということですか。

○今川委員 義務付けるのがいきすぎだと思っています。

○山本（和） 部長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 ここで発言しないと議論が終わってしまいそうなので、発言させていただきますが、私は従前どおり、執行手続の申立てというのは極めて形式的な要件で申立てができる、最もIT化になじむ手続ではないかと考えております。添付資料も公的なものが大部分であり、委任状等がありますけれども、義務付けによる負担というのは全く大きくないと考えているところでございます。

民事執行、倒産につきましては、原則電子化を義務付けた上で、それに耐えられない人をどのようにするかという規律で考えるべき手続であると思います。全面的なIT化によって数値計算の正確性とか、不正の防止とか、そういうところにも役立つものと考えておりますので、基本的な立場としては、義務付けの範囲を拡大するというような方向で議論すべき手続であると考えているところでございます。

それから、裁判所が選任する機関についても同様でございます。原則、例外で規律すべきと考えます。収益執行において法人が管理人になる場合でも代表者が職務執行者になると思いますので、それができないという場合の例外を定めれば、IT化のマイナス面がほぼない手続になるのではないかと考えているところでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。小畑委員がいわれる例外なのですが、それは、法律の条文でどう書くかということとはともかくとして、インターネットを用いた

申立て等のシステムに対応する能力が必ずしも十分でない人というようなイメージでしょうか。

○小畑委員 そうです。その点の申出をして、書面で提出することを裁判所が認めるということになるかと思います。

○山本（和）部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。これは第二読会というか、2回目の議論ということになりまして、恐らく当部会としてはそろそろ中間試案でパブリックコメント等をすることも考えて、どういう形で今の段階での議論をまとめていくかということも考えていくべき段階にそろそろなりつつあるかなと思っておりますので、できるだけ広い範囲で御意見を伺いたいと思いますけれども。

○井下委員 ただいま広い範囲でおっしゃっていただきましたので、改めて発言させていただければと思います。金融機関といたたくくりで、先ほど来、プロのようなというお言葉も聞かれましたが、私の認識では、金融機関だからといって自社で多数の強制執行の申立て等をしているかといわれると、先ほど別の委員の方もおっしゃいましたけれども、事実としては必ずしもそうではないと認識しております。金融機関と一口にいてもいろいろな種類の金融機関があり、それ自体でも少し曖昧なのですけれども、例えば銀行といたたくくりをしたとしても、自社での強制執行の申立てに必ずしも慣れておりません。実態がそのようなものであり、義務化の対象の切り分けは実際難しいであろうという議論をずっとされておりますけれども、正に、金融機関や大企業などでくくり、義務付けることになると、当然、義務に従わない場合には何らかのサンクションがあると思っておりますので、そういったサンクションの下で義務付け対象を切り分けるのは、非常に難しいのではないかと考えているところでございます。

意見となりますが、以上です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○大谷委員 日本総研の大谷でございます。私自身も、インターネットを利用する申立ての義務付けについては基本的に民事訴訟法の規定とそろえるべきではないかと思っております。制度によって義務付けの範囲がまちまちになっているということは混乱をもたらすものだと思っております。制度、特にITの利活用について、その利便性を享受したいと考えている人は、義務付けに関わらずこういったシステムを使うということは当然考えられることですので、それによって十分に普及していくと思っております。制度によって異なるというのは、制度の特性上どうしても変えなければいけないという点には配慮すべきだと思いますけれども、申立人の範囲については、特に民事訴訟法の原則と変えなければいけない特別な理由はないのではないかと考えている次第です。利用する個人の方、あるいは中小企業を考えますと、インターネットを使ってやらなければいけないという義務付けの情報だけが先行してしまいますと、それによって、十分な能力がない人に付け込むようなサービス、悪質なものに限らず様々なサービスであるとか、詐欺とかが懸念されます。そういった被害を防ぐためにもできるだけ同じ手続にすべきではないかと考えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 今、大谷委員からおっしゃっていただいた意見に私も全面的に賛成なのですが、1点付け加えさせていただきたいと思っております。

小畑委員から御提案のありました原則、例外規定なのですけれども、その例外が実質的要件に係っているというのはやはり問題ではないかと思うわけです。というのは、結局その申立てを書面で持ってきて、それが受理できるかどうかという段階で時間を食ってしまって、適時に執行申立てができなくなると、仮にできたとしても、財産が隠されてしまって差押えができなくなってしまうとか、そういうような事態を招きかねないわけで、原則、例外という思考方法自体は面白いと思う部分もあるのですが、そうであれば、例外をやはり形式的に判断できて、裁判所の実質的判断に係らしめることなく、申立てようとする者が自分は書面でできるのかどうかというのを予測可能であるというような形で要件設定しないと、やはりまずいのではないかと。そのような要件設定が、私は今回の状況を見ると、できるとは思えないということで、最終的には今、大谷委員がおっしゃったような方向で考えるのが望ましいであろうと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 大変短いコメントになりますが、大谷委員がおっしゃった御発言に全面的に賛成いたします。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 幹事の杉山です。民事執行手続はプレーヤーがたくさんいますので、オンラインの申立てと紙の申立てが混在することによる混乱が生じうることは考えられるわけですが、他方でインターネットを使い慣れていない人の権利行使の機会を失うのもよくないと思いますので、民事訴訟法並びでいいと思います。その一方で、破産等とのバランスも考えて、執行裁判所が選任した者、管理人等ですが、裁判所の監督に服する者については、これも一応精査した方がいいとは思いますが、義務付けをしてもいいのではないかと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。私も、基本的には義務付けの範囲については民事訴訟並びということではよいのではないかと考えておまして、その理由については先ほど来、大谷委員あるいは山本克己委員が言われたところに賛同するものです。他方で裁判所が選任した者、特に管理人等については、民事執行手続の場合には、後見人などとは違まして、義務付けをしても問題はなさそうなものが多いかなという印象はありますけれども、直前に杉山幹事も言われましたように、これをやはり一つ一つ確認をして潰していく必要があるのかなと思っているところです。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。事務局から何か、この段階でございますか。

○脇村幹事 ありがとうございます、脇村です。御意見いただきまして、次の取りまとめに向けて私たちも精査していきたいと思っています。恐らく今回の御議論を聞いていて、民訴でも同じような話なのですが、恐らく、使える方がウェブを使ってといいますか、インターネットを使ってすることが適切なケースが多いのではないかとということ自体に御議論があるというよりは、その手段として、義務付けるといえるか、そうではなくて、システムをきちんとするとか、そういったことでやっていくべきではないかということかなと思っ

ております。そういう意味では、目指すべき方向性について大きな違いが、もちろんあるのかもしれませんが、あるというよりは、手段についての御議論があるのかなと思って伺っております。そういった意味では、今日の御意見いただいたものを踏まえながらうまく、表現できるか考えてみたいと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかに、この1の点でございましたら、いかがでしょうか。

○小畑委員 最後に、システムの問題については、従前からお聞きしているのは、法制度が固まった段階でどのようなシステムを構築するか最終的に判断する。ということは、国民一般がIT化に参加するという法制ができれば、それに相応したシステム構築の方に行きやすいのではないかという考え方を私は持ってございまして、それと全件電子化の問題との兼ね合いを考えると、形式的要件で申立てができる制度、強制執行等につきましては、各裁判所のホームページに基本的なひな形ができてございまして、ワード版のファイルももうできています。それによって申立てをするということを原則とするということであれば、それを容易に添付できるか、そのままそれをフォーマットとして使えるようなシステムという方向に議論が行きやすいのではないかという考えもありまして、その観点からも形式的な要件で申立てができる破産とか強制執行とかについては、義務化の範囲を広げるべきではないかということをお主張しているということも御理解いただければと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。小畑委員の御意見については恐らく皆さん共通に認識はされていて、今、脇村さんも言われたように、民訴もそうだったと思いますが、最終的に目指すべき方向については部会全体でそれほど違いはないといえますか、そこに至る経路といえますか、どういう方法でそれを実現していくのかということに若干の違いがあるということかと思っておりますけれども、最終的に中間試案等をどういう形でまとめていただくかということについては、引き続き事務局で御検討をしていただきたいと思います。この段階ではよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料2ページの「2 事件記録の電子化」ですね、こちらについて御議論いただきたいと思います。まず事務局から資料の説明をお願いします。

○西関係官 提出された書面の電子化についての規律につきまして、民事執行の手續につきまして民事訴訟とは異なる考慮が必要かどうかという点につきまして、前回の御議論では、全面的な電子化のニーズというものを指摘する御意見があった一方で、執行の手續につきましては、民事訴訟において訴訟記録が電子化された趣旨が妥当しないものがあるというような御指摘もございました。これらを踏まえまして、民事執行における事件の電子化につきまして民事訴訟と異なる特則を設けるべきかどうか、設けるべきであるとして、どういった規律が考えられるかというような点につきまして御議論いただければと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

先ほど非訟との関係でもかなり御議論いただいたところですが、民事執行との関係で改めてどうかということですが、これもどなたからでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

○岩井関係官 前回、垣内幹事より、民事執行における却下や空振りの事案の割合について

御質問があったところでございます。令和元年の民事執行法改正時にも議論されたように、差し押さえた債権が少額であるために差押債権者による取立ての届出や取下げが行われることなく漫然と放置されていた事件が多数発生しているということがございまして、平成29年の司法統計によれば、債権執行事件の未済事件のうち申立てから2年以上経過したものが約4割という実態でございました。また、正式な統計数値ではないのですが、平成31年1月に東京地裁において既済となった債権執行事件のうち、取立届が提出されずに申立ての取下げ又は執行取消しにより終局した事件は約6割を占めております。これらは取立てが行われることなく事件が終了しているということになります。一方で民事訴訟事件につきましては、令和2年の民事通常訴訟事件で訴え却下により終局した事件は約0.01%となっております。債権執行においては差押命令が実質的に効果を発揮しない事件が民事訴訟に比べて相当多いという実態があるかと思っておりますので、御参考までに御紹介させていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。情報提供を頂きました。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 私は、事件記録の電子化は全面的に認めるべきだという意見を持っております。理由は二つありまして、いわゆるよく強制執行している人たちが強制執行を行っている、慣れてる人が多いということになると、当然、効率化ということを考えると、IT化の義務のところの話でもありましたけれども、ITを使うという可能性が極めて高いという点が1点、それから、今、小畑委員の方から話がありましたけれども、やはり事件管理システムをフォーマット方式とかいろいろな工夫をしていけば、おのずと書面で出すよりもITを使う、義務化しなくてもITを使うということが多くなるのだろうと考えておりますから、ここについては今、最高裁がおっしゃったのは結果論をおっしゃっていて、そこからお話しになっているのだろうとは思いますが、やはり全て、電子記録化することについては運用次第で何とかできるので、書面として残すべきではないと、このように考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。私は、事件記録の電子化については全面的な電子化に賛成の立場ではあるのですが、一応、電子化のニーズがある場面、非常に具体的な場面にはなるのですが、少し御紹介させていただきます。財産開示の手続においては、財産目録を開示義務者に作らせて、それを期日の10日程度前までに裁判所に提出させるという取扱いになっているようです。申立人はそれを閲覧・謄写して内容を確認した上で期日に臨むことになるのですが、結構それがぎりぎりになってしまうことがあるようですので、財産目録が仮に書面で提出されたような場面では、それを電子化してもらって、インターネットで迅速に閲覧等が可能となるようにしてもらえるといいのかなと考えてございまして、具体的にそういったニーズもあるということで少し御紹介させていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。日々デジタル化みたいなことをやっている

者から申しますと、デジタル化というのは基本的に、想定される業務があって、それをどの範囲でITないしデジタルツールで拾っていくかというお話になりますので、先ほど非訟のところでも少し総論的なところを申し上げたのですが、2周目ということで、業務の話を少しお聞きした方がいいのかなと思っております。

電子化といわれているところで想定されている業務なのですけれども、先ほど少しお話が出ておりましたけれども、例えば手書きの書面、紙だけの申立てがされたときに、例えばそれはスキャンをするというものが一つあると思います。それから、大量の書面が出た場合には、そのスキャン自体が一定の負担なのかもしれませんが、出されたものに関して、そのスキャンされたものと紙のものは同一性があるのかという突合という事務があるのかかもしれません。さらには、そのスキャンされたものに関して、より整理しやすく、更にタグ付けのような業務があるかもしれませんし、更に、先ほど申し上げたように、そもそもデータ項目として整理するのであれば、データとして入力するという業務などがあるかもしれません。これらが電子化の中でどこまで期待されているかということによって、この資料に書かれている電子化に伴うコストというものが大分変わってくるのかなとは思っているところでございます。

その辺りのところ、これは電子化に伴うコストの問題かもしれませんが、これはもう皆様の中で整理済みなのでしょうか。その辺りのところがどうなっているのかなと思っただ次第でございます。

○**山本（和） 部会長** ありがとうございます。それでは、事務当局から説明いただいた方がいいですか。

○**脇村幹事** ありがとうございます。恐らくこれもいろいろな意見があるのかと思うのですが、最低限の電子化というか、今この書面の提出で想定している最低限の作業は恐らくスキャンだろうと思います。それを超えてデジタル情報にするということに、すべきだという御意見もあるのかもしれません。差し当たりこのコストというふうに裁判所の方から御意見いただいているときの念頭にあるのはスキャン作業かと思っております。恐らく、少し違うかもしれませんが、一件一件見れば大したことないのかもしれないけれども、大量処理すること、全てやることについての負担について、そういったことを要求することが、そのメリットとの関係で、あるのかどうかということをお聞きされているのかなと私としては認識しておりました。

○**岡部関係官** ありがとうございます。となりますと、例えばスキャンをするということで、先ほど垣内先生から、少し違う文脈ではありましたが、出された書面と別に出された電子ファイルとの間の突合みたいな話も出てきておりました。紙だけの場合も、スキャンされた電子ファイルというものと紙媒体で元々出てきているものという二つが一時的には発生するのですけれども、それとの突合みたいな業務が発生するとなると、例えば、現状の裁判所において行われている業務で、提出された書面を一枚一枚チェックするというような作業がもしなされていないとなると、その部分は少なくとも増える。ただ、これは民事訴訟の場合も恐らく同じ問題があったのだろうけれども、この民事訴訟に比べて民事執行、あるいは執行に限らず、その他の類型全てなのかもしれませんが、これらに関しては特に多くなるのかどうかとか、そういうような比較の問題というのは一つ、考えなければならぬのかなと思っただけでございます。

また、一方でそもそも、今のはどちらかというコストとかデメリットの話をしていますけれども、そもそもメリットというものをどの範囲で捨てるのかという話を先ほど少ししたところでございます。そういったフロントエンドからバックエンドまで含めたメリットがそもそも乏しいというような整理をしていくのか、その比較検討をどうしていくのかという議論なのかなと思ったところでございます。

少し後段の方は付け足しのようなことでございますけれども、そういうスキャンないし突合という業務まで少なくとも想定しているところまでは認識としては共有されているのでしょうか、それとも、私の方で業務として想定した業務が多すぎる、少なすぎるということなののでしょうか、その辺りはどのようになるのでしょうか。

○**脇村幹事** 脇村です。もっといろいろすべきでないかという方がおられることを横に置くと、最低限というところに関しては、恐らく皆さんそれほど違いはないのではないかと思います。恐らく突合も、出てきたものと記録になるものがずれるとまずいという意味では突合は必要なのですけれども、それはスキャンをするということで、それは突合を含めてやっているということで議論はされていたと私としては認識していたところでございます。

あと、メリットに関していいますと、恐らくそうではないかと思っているのですけれども、やはり民事訴訟のケースは典型的には相手方がいて、相手の出したもの、原告がいれば被告の出したもの、被告であれば原告の出したものを見たいというニーズが当然あるという、そういったメリットがあるので、できるだけ電子化をして自宅から見るということをメリットとして想定しやすいので、多少のコストがあってもやるべきだということで議論されていたのではないかと認識している一方で、この執行などについて、特に提出書面について、そういった営みが本当にされるのだろうか、そういったメリットがないのであったら、デメリットがある以上はやるべきではないという意見をおっしゃっているのかなという認識はしておりました。

そのメリットの関係でいいますと、2の提出書面の話と裁判書、私としては分けて考えた方がいいのではないかと考えていますけれども、恐らくメリットが違うのではないかと、ところで、少し議論として分かれるのかなということを私としては思っていたところですが、多分いろいろな方の御意見があるのかもしれない。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。岡部さん、よろしいですか。

○**岡部関係官** 議論の状況はよく分かりました。長々と失礼いたしました。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

○**橋爪幹事** まず、記録を全部電子化すべきだという理由、根拠として、民事執行の場合に多くの利用者の方がシステムを使うのではないかというお話がありましたが、システムで提出された申立てについてはそのまま電子記録とするのは当然のことかと思えます。また、使いやすいシステムにすればいいとの点についても全く同感でございまして、使いやすいシステム作りに努めていくことはこれまでも申し上げてきたところですが、こういった努力をしても一定数、紙の申立てがされる可能性というものはやはり想定せざるを得ないところです。その場合に裁判所としても、記録を電子化して、その後の手続に利用したいといった当事者のニーズが存在するような場合には、それに必要な範囲で電子化することを否定するものではございませんが、そのようなニーズが生じていないような事案においてまで一律に、紙媒体で提出された申立て等の一式資料全ての電子化を義務付けることのみ

リットが本当にあるのだろうかという点については、やはり疑問に感じているところがございます。

例えば、部会資料には、空振りの事案であっても、その後の財産開示手続実施の要件との関係で電子化のニーズがあるのではないかという御意見が記載されておりますけれども、恐らくこういった場合でも、差押命令ですとか第三債務者からの陳述書、そういったものが電子化されていれば足り、それら以外に、債権者が、過去に自ら裁判所に書面で提出した申立書や疎明資料といったものまで電子化されていることにどれだけの意味があるのだろうかということを感じているところです。今、一つの事件の記録の中に紙と電子が混在することを前提とした発言をいたしました、それはそういうことになったとしても格別の不都合は生じないのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。裁判所の持たれているイメージとしては、具体的に言いますと、規定のレベルというのはあれかもしれませんが、メリットがある事件、ない事件という、その区分けの線というのはどのような形で引かれるかというイメージはありますか。

○橋爪幹事 すみません、法律の規定ぶりということでは、現時点では具体的な案はないのですが、一つの事件の中でも、電子化しても誰にもメリットにならないような書類というのものがあるのではないかと、そのことについて御理解を得たいという趣旨で申し上げさせていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○富田委員 ありがとうございます。質問が1点と意見が1点です。

まず、質問なのですが、今ほどからあがっています、紙で残る書類もあるかもしれないという点について、仮に電子化した場合は、紙で提出された書類自体はどのように処理されるのでしょうか。

次に意見ですが、いずれにしても、見るか見ないかではなくて、書類を電子化するのであれば、やはり全てを電子化しないと、先ほどもあるのですが、システム要件を考える際、電子化しなくていいものもあるというシステム要件を作るのと、全てを電子化する必要があるという観点でシステムを構築するのでは、おそらく、設計上大きな違いがあるかと思っておりますので、ここはまずどちらかにきちんと決めるべきだと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。第1点は御質問かと思いますが、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 恐らく裁判所の今後の管理の在り方だと思いますので、運用ベースだと思います。恐らく民事訴訟の議論、私も若干記録が曖昧なのですが、記憶では、当然、電子化で訴訟記録をするという以上は、それが訴訟記録になるという前提ですので、元の物についてずっと持っているというイメージはなかったと私の感覚としては考えていたところです。正に電子化して電子で保存して管理しようという発想でしたので、元のものは適宜ということではなかったかと思っております。

あと、電子と紙の混在につきましては、以前確か御指摘があったところで、どちらがあるか分からないときにどうするのだとかいう問題も含めてだと思います。そういう意味では、恐らくこの議論を伺っていて思ったのは、メリットとしてニーズがある場合について

は、例えば電子的な閲覧を全部認めるべきではないかと、そういったことだとすると、それは閲覧できるものについてはできるだけもう電子一本化すべきではないかということなのだろうと思います。ただ、一方、先ほどから出ていたのは、そういった閲覧もしないようなケースについて、本当にするのですか、もちろんそれは保存の関係ですべきだという意見があるのかもしれませんが、過渡的な問題として、ニーズに対応する分だけ差し当たりは対応し、ということなのだとすると、うまくできればいいなと思うのですが、すみません、そこはこれからの御議論かと思えます。どう切り分けることができるのかなどについても、考えていきたいと思えます。すみません。

○**富田委員** ありがとうございます。いずれにしても、今、紙で提出されているものが紙で保存されているのであれば、その保存先をどこに変えるのかという話だと思います。そうすると、電子化するなら全て電子化する、ではないかと思いましたが、改めて意見として申し上げておきたいと思えます。ありがとうございます。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**笠井委員** ありがとうございます。今まで余り出ていない話ですけれども、関係はするだろうと思うことについて、最高裁で今何かお考えがあるかどうかということ伺いたいのですけれども、事件記録の保存期間というものについて、民事訴訟の場合は全部電子化されると、ストレージとか、要するに倉庫の空きスペースということ余り考えなくてよくなるので、長くなるということもあり得ると思うのですけれども、民事訴訟の場合はそういったことについて何かお考えのことがあるかということと、それから、これが民事執行とかほかの事件について応用されるものかどうかといった辺りについて、何か御検討のことがあれば伺いたいです。この辺りは従前から全面電子化の方の御意見として、統計とか将来の検証とか、そういったことも含めて出ていたかと思えますので、そういったことについてどこまで考えるべきかということ自体が今、問題になっているのだろうと思えますので、もし何か御検討のことがあって、今御開示いただけるもので差し支えない部分がありましたら、教えていただきたいと思えます。

○**山本（和）部会長** それでは、この点について最高裁判所の方でもし御発言いただけるのであれば、お願いします。

○**橋爪幹事** まず結論から申し上げますと、今の時点で明確にお答えできることはございません。紙が電子に変わったとしても、それを保存するストレージとか、そういったものが必要になるのは変わりありませんので、そういったことも踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

○**笠井委員** 結構です。ありがとうございます。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**垣内幹事** 垣内です。ありがとうございます。できることなら全面電子化した方がいいということは、恐らくどなたも異論がないところではないかと思っております。ただ、実際に紙でどの程度出てくることになるのかというのは、これは少しやってみないと今、明確に予測することは難しいと。したがって、義務としたときにどの程度の負担が生ずるかということもよく分からないということですので、その辺りは予測の問題ということに

なるかと思いますが、私自身としては、相当の負担が予測されるのであり、かつ適切に絞りを掛けることによって、その範囲のものは電子化しなくてもそれほどマイナスは大きくないといえる線引きがしかるべくできるのであれば、例外を設けるということもあり得る話なのだろうと抽象論としては感じております。

ただ、その線引きをどうするかということについて、まだ少し今の段階では、却下の事件というのが挙がっているのですけれども、そういうことでいいのかどうか、更に検討する必要があるのかなと思っておりますし、他方、最高裁、裁判所の御関係の皆さんも、将来的には全面電子化ということをおっしゃっていて、それは恐らくそのようにお考えいただいているのだろうと思うのですけれども、その場合、今回仮に例外を認めたときに、将来電子化するとなると改めて法改正をするということが普通には考えられるのかと思いますが、その際に、ニーズがないしメリットが少ないということだから例外にしたのだということで、法改正を改めてするとなるとなかなかハードルが高いのかなという感じもしなくもなくて、十分に紙での提出が順調に減っていったというようなことであればいいのかもしれないのですけれども、将来どういう状況になれば全面電子化に踏み切るのかという辺りについても、可能であれば認識は共有できた方が、できるのでないと、例外を設けましょうという話になかなかかなりにくいのかなという気もいたしますので、どういう条件で全面電子化に踏み切るのかという辺りも、もし例外を設けるということであれば、少し議論をしておく必要があるという問題なのかなという気がしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 今、垣内先生がおっしゃられたところなのですけれども、全件電子化に向けては、大きく分けると、一つは先ほど来申し上げている申立ての段階における義務付けの範囲を広げていくという方法と、そこは変えずに、裁判所において電子化をしていくという二つの方法があるのだと思うのです。どちらの方法がいいかというところの価値判断というか、政策判断というか、そうなるかと思うのです。そのときは、社会のIT技術化で進展していくと、これからデジタル化社会を作っていくという方向で行くのであれば、申立ての段階でIT化を推進していくという方が恐らく早いのではないかと私は思っております。その方向で議論をもうこの段階から進めていくべきであると考えています。ただ、民訴の規律があるので全面的には進められないと思うのですが、その中で最もふさわしいと考える民事執行と倒産については、早い段階から義務化の範囲を広げていくという方向で先行させることがいいのではないかと私は考えています。垣内先生がおっしゃられるように、今の議論を聞いていますと、全件電子化に向けての条件が将来的に整うとはとても思えないので、私は義務化の範囲を広げていき、そこに対するサポートに対して予算を使っていくべきではないかというふうに考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。いつも同じような意見にはなってしまうのですけれども、デジタル庁の方もいらしているところではございますけれども、デジタル化することの意義というのは世の中の、特に全ての市民を含めて、国民、市民が今よりも便利になる、紙よりも簡単になるぐらいでなければデジタル化の意味はないと考えていますが、そこを強制的にやっていく意味というのがあるとすれば、他国に後れているとか、そういうこ

とを一つクリアしたみたいなところは意味があるのかもしれませんが、例えば、今行われているこの場の議論でいえば、幾つデジタルが進行しました、1進化しました、2進化しましたということであるのかと。大事なことは、ここで行われている議論の俎上にあげられている司法の手續の質が落ちないということでありまして、誰かにとっては今よりもハードルが高くなるということであってはいけないと思っています。

それで、どのようなシステムになるかが全く決まっていないと、もう繰り返し最高裁の方も事務局の方もおっしゃる中で、ここには義務化をおっしゃる方、慎重論の方、双方いらっしゃるのですけれども、私としては、議論に参加した消費者団体、一般市民代表の委員として、こんな風にシステムが何も決まらない中で義務化の範囲を広げるといふ議論に責任を持つことが全くできません。後でいろいろなことが起きたとき、ではどういう根拠で義務化を広げたのですかと聞かれたときに、いや、それはデジタルを進めるためですと、それは全く私にとっては本質論ではないです。結局、紙でなくてはいけないという範囲がない方向で行くとすれば、デジタル化を義務にしなくても進むはずなのです、いいシステムを作れば。そして、それが見えてきた段階でまたルールを考えればいいことで、もう今何が何でも全面IT化、いや単なるデジタル化だと思いますけれども、デジタル化に向けてどう在るべきかと、こんなにシステムが決まらないところで決めていくことに、私は全く責任を持つことができない思いであります。やはり柔軟な内容を今決めていって、どうすれば誰もが使いやすいデジタル化で、義務にしなくても進んでいく社会というのを作っていくことができるかというのが、私がここで何度でも繰り返し申し上げたい意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。河村委員の義務化についての御意見は大変よく分かっているのですけれども、今の議論の主題である記録の電子化、つまり申立てが書面でされた場合に、裁判所書記官がそれを電子化して記録化するというを必ずやるのかどうかという点でありますけれども、この点についても、それは必ずしも適当ではないという御趣旨の御意見と承ってよろしいでしょうか。

○河村委員 そこまで聞いていただけるのでしたら申し上げたいのですが、ここで議論が行われている電子化は2種類あると思っております、今まさに部会長がおっしゃっていただいたところでいうと、裁判所の中で、結局全ての紙のものはスキャンすればいわゆる電子化されるわけですから、それを一般の市民がやるのではない範囲の、提出されたものをファイルとしてどうしていくかということについては進めてもいいというふうに、私の中では意見を持っております。一般市民のハードルということとは切り分けたときに。そのときには、それこそデジタル庁さんではないですが、一般民間IT企業の方にも申し上げたいのですが、非常に手間が掛からずに、確かな技術で、今はスキャン作業にすごく人間の手間が掛かるといわれているわけですが、手間が掛からずにPDFファイル化していくことができるというようなことを考えるということも一つかなと思っています。私の意見は、一般の市民がする手續、プロがする手續、プロもアマチュアも両方がする手續と、あと裁判所がする手續というのは分けてもいいのかなと私自身は思っております。ただ、余り細かいところで断定的な意見は申し上げられません。聞いていただいたので、少し細かい意見を申し上げました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにかがででしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。最高裁の方にお尋ねしたいのですけれども、先ほど一定数の紙が残ることは想定せざるを得ないとおっしゃられていて、私も当然それはそうなのだろうとは思っていて、それによる裁判所の負担というのもあるということは理解はしておるのですけれども、これは将来のことなので難しいとは思っているのですけれども、最高裁として、どの程度紙での申立てというのがあると予想されているのか、何割くらいというレベルだとは思っているのですけれども、そういったことを具体的に想定されているのであれば、少し教えていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 それでは、多分難しい質問だとは思いますが、最高裁の方でもしお答えいただける範囲で。民事局、お願いします。

○橋爪幹事 具体的に予測した数値等を持ち合わせているわけではございません。

○山本（和）部会長 植松幹事、よろしいでしょうか。

ほかにかがででしょうか。おおむね出尽くしていますかね。事務当局から御発言があれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。また次に裁判書の議論がございますので、そこで別にまた議論していただければと思っています。先に申しますと、3の方で2と関連すべきではないかというような記載をしているのですが、関連してほしいと思って書いているわけでは当然ございませんで、そこはフラットに御議論していただければと思っています。

また、結局、保存の仕方、閲覧の仕方と絡めて、電子化によるメリットがあること自体は恐らく全て否定することができない反面、ではそのメリットが常にあるかという点の線引きという、先ほど来から皆様から御指摘いただいたことについて、当局として次の取りまとめに向けて何が出せるかを今、確たることは申し上げられないですが、今日の意見を踏まえて、何か出せないか考えます。すみません。

○山本（和）部会長 是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この点はよろしゅうございましょうか。

それでは、そろそろ休憩を取ろうと思っているのですが、次の3が、今御発言があったように、かなりこの2と、関連があるのかどうか自体が問題かもしれませんが、関連はしている問題だと思いますので、ここまでやって休憩にしたいと思いますので、3ページ、「3 裁判書、調書等の電子化」、この点につきまして事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 この項目は、裁判書、調書等の電子化について取り上げるものでございます。

先ほどの記録の電子化についての議論と関連するのかどうかというところもございますが、そちらも踏まえながら改めて御議論をお願いするということでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この3の点、どなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。これは先ほどの非訟事件の場合についても基本的に同様かと思うのですけれども、確かに2と3の議論は関連する部分もないわけではないかと思いますが、私自身は少なくとも3の裁判書等につきまして、これは今、一般的に元のものを手書きで作成しているというようなことは想定しにくいのではないかと、あるいは間違っているかもしれませんが、そう感じておりますので、こちらについ

て特段、紙のものを引き続き残しておくという必要性が具体的にあるかという、それは見当たらないのではないかと。ですから、2の議論に関わらず、3については全面電子化ということで特段問題ないのかなと今のところ考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○笠井委員 ありがとうございます。先ほど素朴な疑問を出したことに関連します。私も先ほどの話などを伺って、裁判書というのは原本が電子であるとは思ったのですが、ここでは調書も挙がっていきまして、そうすると調書も電子であり、しかし、先ほどの橋爪幹事の御意見などを伺うと、調書も裁判書も電子で、あるいは裁判書だけなのかもしれませんけれども、ほかのものは紙でという、そういう混じってもいいのだとおっしゃったのですけれども、混じった場合の管理というのがそれほど簡単に問題ないと言い切っているのかというのは、裁判所の方が一番よくお分かりだとは思っているのですけれども、やはり少し腑に落ちないところがあります。実際に混じってしまいますと、どんなふうにも付けをして、裁判書などは電子で別に必ずあって、それが事件番号を出せば紙と結び付くと、そういったような話なのかなと思いますけれども、そもそも私自身、紙の記録を残すこと自体については余り賛成しておりませんけれども、そういったイメージで考えておいてよいのかということについて、当局なり裁判所の方なりについてイメージを教えていただければと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。それでは、事務当局から、まず。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。具体的に何かというわけではないのですが、恐らくこの混ざるケースというか、何を想定するかだと思うのですけれども、例えばということで、執行でいきますと、恐らく紙で申立てが来て、全部証拠というか原資料は紙なののですけれども、例えば決定とか送達とかそういった管理は電子でやるということであれば、何となく分けてやれるのかな、みたいなイメージは抱いていました。一方で申立てが電子のケース、特に執行のケースの多くは多分、全てとはいいませんけれども、多くのケースは電子的に管理すべき書類が来ていると思いますので、そういったケースは一括してやっていくのかなと思っています。そういう意味で、恐らく想定、もし二つを分けて考えるという考えですと、裁判官の手元というか書記官の手元には原資料の紙があり、ただ、自分たちがやるものについては電子的にファイルに入れていくということが、あるいはそれほど複雑でないのかなという印象を私としては抱いていますが、もちろんそれは人によっていろいろな意見があるのかもしれませんが、恐らく、本当の意味で混在していて、あちらを見てこちらを見てというよりは、そういった大きく切り分けるようなイメージで考えていけるのではないかなというようなことを、もし分けるのだったらということで、考えているところです。

○山本（和） 部会長 裁判所の方から何か補足いただけることはありますか。

○橋爪幹事 今、脇村幹事から御発言があったのと基本的に同じイメージでおりました。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。笠井委員、いかがですか。

○笠井委員 ありがとうございます。執行事件のうちのどの範囲までそういう紙と電子が混じるものを認めるかにもよるとは思うのですけれども、きちんと続くような事件についてだと、いろいろなプレーヤーが出てくるわけで、電子で出したり紙で出したりとかいろいろあって、なかなか大変なのかなという感じもして、そういう事件はそもそも対象にしな

いという話なのかなとは思うのですけれども、具体的なイメージがまだ必ずしもはっきりとつかめていないというところがあります。感想です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。2点ありまして、いずれもシステムに関する希望みたいな話になってしまうのですけれども、1点目は、第1回目のときにもお話が出たと思うのですけれども、執行官の作る調書について、これについても恐らく電子化されるということだと思うのですけれども、執行の現場で作成される場合もあると思いますし、その際に立ち会った者の署名捺印を求めるような場合もあると思っております。そうすると、これについては、例えば執行官がタブレットみたいなものを持って行って、その場で作って、立会人の人がタッチペンみたいなものでサインするというようなことができるシステムにしてもらえるとうよと考えております。それが1点目です。

それから、もう一つは、債権執行で取り立てた場合に、取立届というのを提出して、それ以上の執行が不能な場合には取下げして、債務名義の正本の還付を受けて、その際に奥書というのが添付されて、幾ら取り立てたというところが表示されると、これによって過剰な執行ができないような工夫がされているのだと思うのですけれども、今後、後ほど出てくると思うのですけれども、債務名義の正本の添付というのがそもそも要らなくなると、その還付を受けるということもなくなってくるのだらうと思うのですけれども、そうした場合に、幾ら取り立てたかという情報、これが債務名義にひも付けられて何か登録されて、残額が幾らになるかというのが分かるような、そういうふうなシステムを作ることが必要なのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。恐らく具体的なシステムの構築というのは、民事訴訟の場合に比べて、執行それから倒産もそうだと思いますけれども、多分いろいろなことを考えていかなければいけないということは、誠に御指摘のとおりかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務当局の方は、いいですか。

○脇村幹事 ありがとうございます。御意見いただきましたので、恐らく裁判書等についてはスキャンのデメリットはないということを前提に考えるべきだという御意見が多かったと思います。それを前提に次回、どうか書くか考えたいと思います。すみません。

○山本（和）部会長 よろしく整理していただければと思います。

それでは、先ほどお約束しましたように、ここで休憩をしたいと思います。20分程度ということですので、少し長いかもしれませんが、15時30分に再開したいと思いますので、お戻りいただければと思います。

(休 憩)

○山本（和）部会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に資料の4ページ、「4 期日におけるウェブ会議等の利用」についての議論に入りたいと思います。まず、事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 この項目は、民事執行の手続の期日におけるウェブ会議等の利用について取り

上げさせていただくものでございます。民事執行の手續につきましては、(1)で掲げた口頭弁論の期日等のほかに、売却決定期日や配当期日、財産開示期日などの特別な期日が設けられておりまして、これらにつきましてウェブ会議等に関する規律が問題となるところでございます。先日の御議論では、ウェブ会議を利用可能にすること自体には賛成の御意見が多かったように思いますが、具体的な要件などにつきましては様々な御意見を頂戴したところかと存じます。これらの御議論を踏まえまして、改めて御審議をお願いできればと考えております。

なお、売却決定期日ですとか配当期日につきましては、期日方式をそもそも廃止すべきであるというような御意見も頂戴していたところでございますが、この点につきましては次の項目で御議論を頂戴することといたしまして、ここではひとまず現行の方式を維持するというを前提に御議論を頂戴できればと考えております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、(1)から(4)、さらに(後注)ということで、それぞれ違うものも含まれておりますけれども、特段区切らずに御議論を頂こうと思っておりますので、どの点からでも結構ですので、御自由に御質問でも御意見でもお出しを頂ければと思います。

○今川委員 4の(2)、(3)、(4)についてですけれども、売却決定期日のところで、配当期日でもそうなのですが、ウェブなのか音声の送受信によるのかと出ているのですが、売却決定期日においても配当期日においても、やはり執行裁判所が審尋をしたり、そこで職権による証拠調べというのですか、そういうものができるというのが大前提になっている規定であろうと、特に配当期日にはそういう明文が記載されております。そういうことから考えると、ウェブ会議によるのを原則とすべきだと、このように考えております。

それから、(注)のところの当事者の意見は聴く必要はないのかなと、すなわち民事訴訟のような口頭弁論期日とは違って、職権的に売却許可とか不許可の事由になるかどうかというのを調査する、そこへ意見を利害関係人の方々と言うことなので、特にウェブ会議を開くかどうかということについては当事者の意見を聴かなくてもいいのではないかと、このように思っております。

財産開示期日については、申立人はその希望によってウェブ会議でも電話会議でも参加できるということについては賛成で、その際は開示義務者の意見は聴く必要はないと。すなわち、財産開示期日というのは、債務名義を得た者が債務者の財産の状況を確認するという趣旨でしょうから、アについては、特に開示義務者の意見を聴く必要はないと。イの方なのですが、債務者のウェブ会議による陳述のところですが、これは民訴の当事者尋問とか証人調べと同様のa、b、cという要件が記載されていると思うのですが、私自身は、やはり判決が出ているということから前提とするならば、bの要件はなくてもいいのではないかと。仮に、よく一例としてDVというか、そういうことがあった女性が御主人の財産を持って出て、その返還請求とかそういうことが仮にあった場合どうなのだという事例が出されるのですが、そのときでも出ていただいても、遮蔽するとかそういうことをすれば十分効果は発生されるのではないかと、このように思っています。cについても、こういう書き方しかないのでしょうか、申立人の同意がある場合というような書きぶりはいかがかなと、このように思っております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。全体について御意見を頂いたかと思えます

けれども、ほかにいかがでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。以前に発言させていただいたところの補足のような内容になりますけれども、内容としては本文（3）の（注）のところのウェブ参加について当事者の意見を聴くべきかという点についてで、部会資料の6ページでその期日の内容に秘匿性がある場合を挙げていただいております、これは私が以前の会議でその旨の発言をいたしました、これは売却決定期日におけるウェブ参加について、ウェブ会議による参加を認めない方がよい場合としてどういう場合があるのかということについて、その場で思い付いたことを申し上げたわけですが、当事者の意見を聴かなければならないという規律までは必要ないと思いますので、その旨、補足をさせていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○岩井関係官 財産開示期日における開示義務者のウェブ会議等による陳述の余地ということでございますけれども、財産開示期日の実情をお伝えしますと、個人間の金銭消費貸借でありますとか、元夫婦間の事案におきましては、開示義務者に危害が加えられることがないように、裁判所の方でも入念に事前準備をして安全確保を図るという事例もございます。ですので、このような実情があることを踏まえまして、開示義務者がウェブ会議を通じて陳述する余地も認めていただきたいと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今の御趣旨は、今、一応aからcと、先ほどあった証人尋問等と同じ要件ということで記載がされているわけですが、こういうことでよいということなのか、あるいはもっと広くということなのか、その辺りはいかがですか。

○岩井関係官 現在の立て付けのようにしていただければと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 今、裁判所の方の実情をお聞きしたのですが、債務者のウェブ会議による陳述で、bは広すぎるので、できたら削除と申し上げたのは、どうも財産開示期日を使っている弁護士などに聞くと、これが全てかどうかは別ですが、そこで和解ができるとか、そういうメリットがあるようなのです。それは弁護士が出ていっていますから、bの要件は当てはまらないのだろうとは思いますが、そういう意味でも、出頭を原則として、ウェブ会議する場合でもできるだけ限定的にした方が実務でもいいのではないかと、そういう観点から申し上げました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。資料の7ページにその趣旨として、単に一定の精神的な緊張が伴うだけではこの要件は満たさずに、犯罪により被害を被った場合等が想定されているところで、その解釈によって適切に対応することも可能ではないかというような指摘もされているところですが、これではやはり少しあれですか、まだ。

○今川委員 この指摘が、民事訴訟においても同様の解釈をするということなのか、そこがよく分からなくて、民事訴訟において同じ文言でこれよりも広い解釈がされていて、そして、強制執行によって狭く解釈するというのは、これはやはり文理解釈上、又は裁判規範、行為規範としてはまずいのだろうと思っていますので、そういう視点からの質問でした。

○山本（和）部会長 それは事務当局、この資料の趣旨はいかがですか。

○脇村幹事 脇村です。資料につきましては、ケース・バイ・ケースというわけではないで

すけれども、発想としましては、確かに先生がおっしゃったとおり債務名義が出ているといった場合であっても、理論的にはその請求の当否の問題と、犯罪というかDVというか、そういった問題のあるケースは一応別個と考えるのだとすると、訴訟と執行で区別をすることは難しいのではないかと、他方で、何でもかんでも圧迫されるかということであれば、この開示義務の制度と相反するといえますか、という点もあるので、そういった点は考えないといけないですよということ、書かせていただいたものでございます。そういう意味では、理屈的には恐らく民訴と執行でぎりぎり差を設けることができるかどうかという問題はある一方で、実際の問題としては、開示義務制度からすると、そう簡単に認めてはいけないということもそのとおりだとすると、解釈で運用できるのではないかと趣旨で少し書かせていただいております。もちろんそこは債務名義がある場合、ない場合で区別するという考えもあるのかもしれませんが、そこはまた御議論いただければと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 資料はまた考えたいと思うのですが、今川委員の方からウェブのお話があったのですけれども、すみません、御趣旨としては、ウェブのみということなのですか、それとも何か例外を認めるという趣旨なのか、原則とおっしゃった趣旨が、すみません、次の資料を作る関係もあるので、少しお伺いしたかったですけれども、どちらでしょうか。

○今川委員 これも議論のあるところだと思うのですが、よく私どもがZoomなんかで会議をしていて議決を採る際に、Zoomで故障が起こったような場合についてはもう参加していないとみなすとかいって規定に書いたりするのです。この場合も、割り切りの問題で、もしITの関連機器とか裁判所のIT環境の状態とかが悪かったらもう1期日設けるとか、そしてまた、例えば私のパソコンが悪かったら、それはもう参加していないと割り切ってしまうという考え方で、例外はないようなイメージで申し上げたのですけれども、それでまずいということがあるのであれば、言っていただければ検討は十分にしたいなどは、このように思っております。

○脇村幹事 ありがとうございます。質問させていただいた趣旨としては、明確にどういった御趣旨かなと思ったのを素朴に聞いたかただけでございまして、恐らく議論として、故障したケースなどを念頭に置くというよりは、プロトタイプとしてどちらを、電話も残しますかどうかという点を真正面から議論した方がいいのかなとは個人的には思っているところです。そういう意味で、ウェブにするか、ウェブと電話を併用するかという点について御議論いただいた上で、ただ、最終的に何らかのケースについて例外が、ウェブを選択すると発想した場合に、なお電話を認めるという議論はあるのかもしれませんが、そこは御意見いただければと思っております。まずは今川先生の御意見は分かりましたので、次に向けてどう考えるか、また考えさせていただきたいと思っております。

○今川委員 併用は認めないという、つまり、売却決定期日とか配当期日には職権調査による証拠調べというような概念が入っているのと、そういう理由です。

○山本（和） 部長 財産開示のアのところは電話でもよいという御趣旨でしたか。

○今川委員 申立人の場合はそうです。申立人がその選択をしているということで、それは申立人側の責任であろうと、このように思います。

○山本（和） 部会長 分かりました。

いかがでしょうか。今のような御趣旨なので、特に売却決定期日とか配当期日、やはり電話も認めるべきだという御意見は、前回あったかと思うのですが、あればお出しいただきたいと思いますが。現段階で特段そのような御意見はないと理解してよろしいですか。

○杉山幹事 私は売却決定期日、配当期日に関しては、電話会議というか、音声だけでも構わないのではないかと思う一方で、このとき初めてコンタクトをとるような人の本人確認とかをどうとったらいのかは若干気にはなります。そこがしっかりしているのであれば、映像まで要求しなくてもいいのではないかと考えています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○河村委員 1点質問させていただきたいのですけれども、これまでも出てきて、実は質問したいと思っていて、していなかったのですが、電話会議、ウェブ会議という言葉がここに限らず出てくるのですけれども、ウェブ会議って、この会議もそうですけれども、カメラは実際、自由に参加者の方で自分で切ることができるわけですが、この資料に出てくるようなウェブ会議というのは、カメラを絶対に切ってはいけないとか、何かシステムの都合で切れてしまったりすることがあってはならないというようなルールがきちんと定められているのですか。つまり、映像が切れた段階でそれはもう成立していないとか、そういうルールが存在するのでしょうか。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。民訴法の文言もそうですけれども、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識可能な通話としておりますので、切ってしまうとこの要件に当てはまらないので、それは駄目だということを前提に議論をしていると認識しています。ただ、ほんの一瞬だけとか乱れたケースについて、ではそれは全て駄目なのかというケースについては、恐らくケースが多少あると思いますが、法律の立て付けとしては、切られると、それはもう本当に映像なしということになりますので、要件に当てはめて、この法上は当たらないということになるという前提で考えていました。

○河村委員 ありがとうございます。その乱れた程度とかがどれくらいならとか、よく分からないのですけれども、いろいろなケースにおいては、その場所の通信状況によって、ウェブ会議でなければいけないという規定ではなくて、音声だけというのも残しておくというのもあっていいのではないかと考えています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。やはり御意見は依然として分かれているという認識ですが、事務局から何か。

○脇村幹事 ありがとうございます。どういった形で中間試案を出すかは私たちも考えていきたいと思いますが、恐らく、少し語弊があるかもしれませんが、ウェブを使えるケースについてはウェブでいいのではないかという御意見もありつつ、先ほどから、場合によって電話という御意見などをどううまく表現できるのか、少し考えたいと思います。すみません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

あと、5ページの（後注）で、規則上の期日についてもどのように考えるかということがございますけれども、この点でもし何か御発言いただくことがあればと思いますが。特段、規則のことなのでということかもしれませんが、今の段階ではございませんでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。ここでいう競り売り期日というのは不動産の話ですか。余り実務的には使われていないと思います。あるいは動産なのかなと思ったのですが、動産だと、その物を前にしてという、競り売りになるのかなと思うのですが、なかなかウェブを使ってというのがなじまない側面もあるかなと思う反面、どこからでも参加できるというのは便利だなとも思いました。どちら付かずになって申し訳ないのですけれども、以上です。

○山本（和）部会長 事務局は、これは。

○西関係官 基本的に不動産を前提として考えていたところでございます。その理由は先生のおっしゃるとおりでございますが、不動産の方で競り売り期日というのが果たしてどれぐらいあるのかという、そのニーズの問題もありまして、そのニーズも踏まえて、こういった規律をあえて置くかというところはまた検討しなければいけないところなのかなとは思っていたところでございます。

○山本（和）部会長 私が理解している限りでもほとんどは、ほぼ100%ではないかと思いますが、期間入札だとすれば、入札期日とか競り売り期日というのは現実問題としてはほとんどない、一方、開札期日というのは当然これはほぼ全ての事件で行われているという感じになるのかとは思いますが。

ほかにいかがでしょうか。

○岩井関係官 開札期日の話がございましたけれども、次順位の買受申出は現状では開札期日で行うこととされておりまして、IT化を契機に入札時に次順位の買受申出を行うこととして、開札期日への出頭を不要とすることも考えられるかと思っております。また、競り売り期日については、動産競売を迅速に処理するため直ちに代金を支払わなければならないとされておりまして、ウェブ会議などで参加を認めると、このような処理ができない場合も生じかねないという問題点もございます。ウェブ会議等による参加を認めるかどうかについては、これらの規則の規律を変更すべきか否かという観点も含めて御検討いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。問題点を御指摘いただきました。

ほかに、この点について何か御発言いただくことがあればと思いますが、よろしいでしょうか。この問題を当部会でどこまで詰めるかという問題もあるかとは思いますが、引き続きこの点も含めて議論、検討をしていただければと思います。

それでは、続きまして、資料7ページの「5 売却及び配当」、この部分につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○西関係官 売却決定期日を経ない売却や、配当期日を経ない配当の仕組みを設けるかどうかという点につきましては、先日の御議論ではこれに賛成する御意見が多かったようには存じますが、このような規律を設けるに当たっては、現行法の枠組みを前提として、これをどういうふう置き換えていくかということについて検討する必要があると思われる

ころでございます。また、先日の御議論ではこの際、売却決定期日ですとか配当期日を廃止すべきではないかというような御意見も頂戴したところでございます。この点も含めまして御議論を頂戴できればと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

それでは、この点、これも売却決定期日と配当期日、特に区分しないで御議論を頂ければと思います。御発言を御自由に頂ければと思います。いかがでしょうか。

○小畑委員 私は期日廃止を主張する立場なのですが、IT化によって、意見について広く債権者が参加することができるようになるということが一番のメリットだと思いますので、その期日に出頭しない限り意見が言えないという仕組みはできる限り改めて、書面等でいつでも意見が言えるというような仕組みに変えていくべきではないかと思います。その意味で、今の売却決定期日の仕組みというか、それを改めて、開札期日、異議申立期間、売却決定というような形に制度を改めるべきではないかと思います。資料の中で、現行法を改める必要があるのかというのがありましたけれども、倒産法改正のときも会社更生手続では、債権調査について期日方式だったのを期間方式に全面的に変更したという例もありますので、ここはどの制度がいいのかという点から御議論いただくのがいいのかなと思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。廃止論というか、完全に切り替えるべきだという御意見だったかと思えますけれども。

○今川委員 私も、売却決定期日を経ない売却、配当期日を経ない配当というのを認めるべきではないかと、ただ、では売却決定期日も配当期日も廃止すべきだという点は、少し今、直ちに結論は出ません。そういう配当期日を経ない配当なり売却決定期日を経ない売却を考える際に、説明文にも書いてあるのですが、やはり、例えば売却決定なら執行抗告をいうといった場合に、十分な手続保障、すなわち何が問題かということの情報開示がきちんと利害関係者にできて、執行抗告の起算点がいつになるのかを明確にするような、そういう手続保障が必要でしょうし、配当異議の場合も、やはり配当表について異議を言うわけですので、その前提となる情報をきっちり開示していただくと、そういう意味での手続保障が確保されているのであれば賛成したいと、このように思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。私も、この期日を廃止までするかというところについては、まだ少し意見を決めかねているところではあるのですが、仮に両方残すとした場合に、どちらかを選ぶときに、差押債権者等の意見を聴く機会があってもいいのかなと思いました。多分、説明文とかにもそういった記載はなかったかと思いましたので、そういうことがあってもいいかなと思った次第です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。その意見を聴くということの趣旨は、どの辺りにあるということでしょうか。

○植松幹事 期日にするのか期間にするのかというところで、差押債権者としてどちらがいいかというような意見を聴くということがあってもいいのかなと、そういう趣旨です。

○山本（和） 部長 分かりました。

ほかにかがででしょうか。

○杉山幹事 私も、売却決定期日を経ない売却とか配当期日を経ない配当、それ自体を認めること自体は賛成ですけれども、期日そのものを廃止することについては、少し疑問を感じております。配当期日において実際に何が行われているか実情を知らないのですけれども、必要があれば債権者とか債務者を審尋することができるという規定があったり、債権者間で合意を成立させて配当の順位とか額を変えらるということも法律上可能になっていますので、そのようなことが実際にされているのであれば、配当期日を残す必要はあるのではないかと思います。また、それとの関係で、先ほど植松先生がおっしゃったように、裁判所の方でどちらかを決めて、それで決まってしまうというよりは、どちらの方法を採るのかについて、少なくとも関係者の意見を聴くか、あるいは異議を申し立てる機会などがあってもいいのではないかと考えています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。特段あれですか。事務当局から何かあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。いずれにしても中間試案の際には、今、小畑先生の御意見とほかの方の御意見、伺ったと思いますので、その辺、廃止するかどうかも、どういう形で出すかどうかも含めて、意見を聴けるような形で少し整理をしていきたいと思っています。

あわせて、当局の部会資料の意図といいますか、少しだけお話しさせていただきますと、恐らく売却決定期日を経ない売却と配当とを認めたケースについて、これで恐らく問題なく処理できるケースもあるという前提で、導入すべきでないかという御意見があると理解する一方で、現在一応、決定期日ができるということで、決定期日を使うことによって適切にというか、よりやりやすく処理できるケースも恐らくあるのではないかということをし少し懸念していることから、両にらみということで部会資料としては作らせていただいているのと同時に、必要性について検討していきたいというところでございます。恐らくそれは、経ないケースについてどこまで画一的に処理するかなど、少し細部について、正に今川先生等からも話があったと思いますが、検討した上で決めることかなと思いますので、併せてその辺も次に出す際にはもう少しブラッシュアップして書きたいと思います。すみません。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかに、この点についての御発言はよろしいでしょうか。

それでは、事務当局から今のようなまとめがありましたので、引き続き、どのような聴き方であればパブリックコメント等で適切な答えが返ってくるのかということをお踏まえて、次回また資料の作成をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、今度は資料9ページ、「6 記録の閲覧」ですね、この点について事務当局から説明をお願いいたします。

○西関係官 この項目は、電子化された事件記録の閲覧等の規律につきまして取り上げさせていただくものでございます。民事訴訟の手續におけるのと異なりまして、民事執行の手續につきましては、閲覧請求等の主体が利害関係人に限られていることとの関係で、事件の係属中、いつでも自己の端末等を利用して記録の閲覧をすることができる方々の範囲などが問題となるところでございます。先日もこの点につきましては様々な御意見を頂戴した

ところでございまして、改めて御審議をお願いできればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この記録の閲覧の点、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等を御自由にお出しただけだと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。財産開示に関する記録に関しては、民事執行法の201条で、閲覧できる者というのが一定の範囲に制限されていて、また、第三者からの情報取得手続に関する記録についても、民事執行法の209条で閲覧できる者が一定の範囲に制限されているというところで、この規律が導入されたとしても既存の規律というのは維持されると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。基本的にこの部会資料は、既存の制度、範囲とかについて維持することの前提を念頭に書かせていただきました。代表選手を書かせていただいたところでございます。もちろんそれについて何か御意見がありましたら頂ければと思いますが、恐らくそこに、ITだからといって変えるという必要性はないのではないかというふうな感覚は抱いておりました。

○植松幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 10ページの一番下の段落なのですけれども、規則で定めるということが書いてあるのですが、これは今の法律を前提として書記官が利害関係人を判断するのだけれども、規則において当事者、それから、例えば配当要求資格のある者とか、そういう者は利害関係人とするというような書き方をするのか、そして、もう一つは、いつでも閲覧もできることで、先ほど議論になった非訟のときで、裁判所の許可というのは、どういうふうに許可するかは裁判所側の自由だろうなと読んだのですが、ここは書記官の場合は利害関係人の判断なので、そこら辺はどういうふうにお考えなのかと思つての質問です。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 もしかすると私が間違っているかもしれませんが、私の理解というか問題意識としては、いつでも閲覧については基本的に民訴でも当事者というか、そういった者に限り前提で考えていたと理解をしています。正にそこでいう当事者というのは、民事訴訟の世界では形式的に決まると、つまり訴えた人、訴えられた人ということで、実質的にそれは権利があるかどうかではなくて、それは形式的に決まる、形式的当事者概念であると理解しているところですので、それほど判断に困らないということかと思つています。

一方で、ここでいう債権者とか債務者の中には、形式的に決まるものもあれば、それで決まるということでもいいのでしょうかけれども、実質的な概念として議論したとする場合に、それをどうやって判断していくのかという問題があるのかと、つまり、利害関係を有する者に一般的に債権者なりが当たるとしても、正に債権があるかどうかというところで決まるとすると、どうやって判断するのかという問題が出てくると思つていますので、それは、例えば規則で債権者と書いたとしても、いわゆる民事訴訟でいう当事者とは違う概念と申しますか、機能が違うということからすると、同じように機能しないのではないかと申すところで、いつでも閲覧はどうしますかねということをお私としては気にしていたということが少し、従前から議論になるところかなと考えていたところでございます。

○今川委員 ありがとうございます。現状でも、当事者というのは当然、利害関係人ですけれども、それはいつでも閲覧できるのですか。そこがよく分からないので、つまり、当事者が閲覧する場合でも、書記官に利害関係人かどうかということ判断してもらって閲覧することになるのですけれども、その判断があれば、あとはもう自由に閲覧できるのですか。いつでも閲覧してそういうものですよ。

○脇村幹事 そういう意味で、民事訴訟のいつでも閲覧の議論を前提に私は考えていたのですけれども、民事訴訟においては当事者かどうかというのは一律に決まっています、極端な話、訴訟が終わらない限りは変わらない話だとすると何か渡して、いつでも見られますよということでもいいのだと思います。一方で債権者ということになりますと、恐らく形式的に決まりませんので、極端な話、次の瞬間には債権者でなくなっている可能性もあつたりとか、それは一旦認めた以上はもう債権者と扱っていいのではないかという御議論があるのかもしれないけれども、資格としては脱退とか何かしない限り当事者であることは変わらない当事者という概念と、債権を正に持っているかどうかで決めるとすると、正に扱いを一緒にしていいのかということが問題になるのかなということに気がしていたというところでございます。

○今川委員 よく分かりました。ログインパスワードをずっと当事者の場合、与え続けているから、それでずっと見られるということですよ、利害関係人と書記官が判断すれば。

○脇村幹事 恐らくその前提としては、当事者かどうかというのは普通は変わらないというか、極端な話、請求権がなくなったとしても当事者は変わらないというのが民訴の立て付けだとすると、それで問題ないという発想かなと思っていました。

○今川委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特段ございませんか。

○脇村幹事 そういう意味では、すみません、なかなか難しいというか、技術的な話が混ざっていて恐縮なのですが、今日に限らず、恐らく次回もまた同じ話が出てくると思うのですが、いわゆるいつでも閲覧を認めるべきものが抽象的にあるかどうかといいますか、について、まずは御意見いただければと思います。恐らく、申立人に限らず債権者についても認めるべきではないかというニーズがあるとすると、それをどう組むことができるのか、それは規則的な話なのか運用の話なのか、その辺、もちろん最後はなかなか一律に決められないということになると、恐らく今後の運用ということになるかもしれませんけれども、いずれにしてもニーズとして、どういった方について、特にこのいつでも閲覧というのですかね、適宜の裁判所端末等は従前の利害関係人の仕組みで恐らくできると思うのですけれども、それを越えて何か認めるケースについて、こういったニーズがあるというのを頂ければ、また今後の検討できるのではないかと思うのですが、なかなか、すみません、ニーズが私たちが分かり切らないところがございますので、是非教えていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか。次回、倒産手続のところでは、かなりいろいろな具体的なニーズというのがこれまでも出ていたかと思いますが、執行手続との関係では、債務者、申立債権者、配当要求債権者、どの辺りまで行くのか分かりませんが、その辺り、あるいはそれ以外にも何かそういう、いつでもアクセスして見ることができると

いうあれを与えるべきだ、与えるのがよいというニーズ等があれば、いかがでしょうか。

○小畑委員 破産の場合は、一般債権者も破産手続に参加する資格があるわけなのですが、強制執行の場合は、いわゆる債務名義を持たない無担保の債権者は当然に手続参加できるわけではないので、違いがあると思います。やはり利害関係人というか、いつでも閲覧の対象になる範囲はやはり狭いのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。ただ、狭いけれども、債務者とか申立債権者とか、あるいは配当要求債権者もですかね、ぐらいまでは、やはりいつでも閲覧というのはいり得るだろうという御感触ですか。

○小畑委員 はい、そう思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。また是非御意見いただければと思います。恐らくパブリックコメント等でもいろいろ御意見あると思いますので、それを踏まえて考えたいと思います。技術的な話を先走ってすれば、仮にいつでも閲覧を明確にしようとする、多分何かトリガー的な手続の参加なり、あるいは今、配当、債務名義の話がありましたが、そういった付加する何か形式的なものがないと多分決まらないのかなと何となく抽象的には思うのですが、少しその辺も含めて、私たちの方でこれだというのが今あるわけではございませんので、是非御意見いただければ、パブリックコメント等もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。引き続き検討していかないといけないということですので、是非、この会議の外の場でも結構ですので、何かアイデアがあればお知らせを頂ければと思います。

それでは、よろしければ、続きまして資料11ページ、「7 送達等」について、これも事務当局からまず、説明をお願いいたします。

○西関係官 まず、電磁的記録の送達につきましては、民事訴訟の手続におけるいわゆるシステム送達の仕組みを執行手続についても設けるかどうかというところが問題となります。この点につきましては、先日の御議論につきまして、申立債権者ですとか送達を受けるべき者、いずれの立場からも様々な御意見を頂戴したというところでございます。このような御議論を踏まえまして、改めて御意見を頂戴できればと存じます。また、公示送達や公告につきましては、基本的には論点としては共通するのかなとも思いますが、これらの点につきましても併せて御審議を頂ければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、これもシステム送達、公示送達、それから（後注）の公告と問題点がありますが、やはり特段区切りませんので、どの点からも結構ですので、お気付きの点を御指摘いただければと思います。

○今川委員 システム送達、つまり差押えや仮差しの場合の第三債務者に対するシステム送達の話なのですが、議論をしていると、郵送するよりも、それはシステム送達の方が早いよという話があって、そうすると、みなし送達を2日とか3日にしてしまうと、そうすると郵便が到着するのとはほぼ同時だから、債権者としたらそんな不利益はないのではないかというような議論があったり、ただ、みなし送達が2日か3日で終わってしまうと、

銀行側からすると二重払いの危険性があるのではないのかというような議論があったりして、システム送達を採ったときのデメリット、メリットがあるような気がしていて、だから、私はずっと書面による現状の送達だと言っているのですけれども、だから、そこから余り意見が先に進んでいないというのが現状です。というのは、債権者が選択すればいいのだろうと思っていたら、やはり銀行としたらどちらかの体制で待つというのをはっきりしないとなかなか難しい、つまり、システム送達になると本店対応になって、書面でやるということになると支店対応になるのだろうというようなことがあるのではないかと思うのですけれども、そう考えると、もう書面でやるしかないのかなと思ったりしているのですけれども、少し悩んでいます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 まず、この送達に関しての理解なのですけれども、第三債務者が送達を受けるときに、システム送達で送達を受けるという選択をするのは、まず、基本的には事件単位だという理解でおりまして、第1回ときには確か、金融機関などですと包括的に事前に登録をして、システム送達を受けるという選択をすることが考えられるというお話があったかと思えます。仮にそういう包括的にシステム送達を受けるという登録をした場合についてなのですが、これも経団連の参加企業で、特にこれも金融機関からの意見ではあるのですけれども、システム送達自体を否定するという意見はありませんでしたが、仮に金融機関が一旦こういうシステム送達を受けるという選択をした場合に、やはり並行して債権者の選択で書類の送達の方法で差押命令等が送達されるというような事態になると、やはり二重のプロセスを維持しなければいけないとか、非常に負担を招くと、更にそういう二重払いのリスクもあるということで、この点を非常に懸念しているという状況でしたので、まずは包括的にシステム送達を受けるという登録の是非というものもあるとは思いますが、そうなった場合でも一本化していただくというのがいいのかなと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○井下委員 今、佐々木委員の方からも少しお話がありましたけれども、債権の差押命令における第三債務者としての立場という、ある種絞った議論にはなっていますが、正にシステム送達に関しましては、制度設計次第では、第三債務者になる可能性のある金融機関にとって、書面での送達が来るのか電子メールなどの電子的な手段で送達が来るのか分からないということになると、両方に備えた体制を整えなければいけないという意味で、非常に負担感が大きいのではというお話をさせていただいたところです。

その点に加えて、今回の議論でもう一つ御指摘申し上げたいと思いましたが、システム送達を使い勝手のよいものにするという観点で申し上げますが、システム送達について、通知後、1週間の経過により送達の効力が生じるのでは、債権者の側から考えると少し遅すぎるのではないかという意見は理解できます。やや技術的な話になりますが、この期間を短縮するとの議論が仮にあった場合、民事訴訟においては1週間の経過でよいと思いますが、債権の差押命令における第三債務者という観点からすると、送達の効力が発生することによって、差押対象の債権につき支払が禁止される立場になるため、営業日でないとか対応が難しいというところがございます。期間を何日にするかという数字の点はさて置き、非常に細かい話ですが、営業日ベースでなければ対応ができないと考え

ます。例えば暦で3日や4日という設定では、特に連休や年末年始で差押命令等に対応する社員が業務していない日にシステム送達の通知が来て、ダウンロードも閲覧もしていないものの、3日または4日経過したので、発効しましたということになると、オンラインバンキングなどで営業日でなくとも送金は可能なため、金融機関側で預金口座の差し止めなどの手続はとれないにもかかわらず、預金口座からの払出しや振込みが起きてしまうということが現状起こり得ることを非常に危惧しておるところです。

これは今、金融機関という目線でお話ししてはいたけれども、例えば給料債権や売掛債権に対して差押えをする場合には、一般企業が第三債務者の立場になることもあり得ます。給料債権が分かりやすいと思いますが、企業側で銀行へ何月何日に従業員の口座に振り込んでくださいとあらかじめ依頼することがままあるのですけれども、こうすると、給料債権に対する差押命令の第三債務者となった企業としては、差押命令を受け取って、その払出しを停止しようとする、既に銀行へ依頼してしまっている先日付の振込みを止める依頼をしなければ払出しがなされてしまうことも起き得るので、第三債務者としては営業日にシステム送達の通知を受けないと対応できない、正に二重払をすることになってしまう事態が起き得るのかなと考えています。

ですので、こういったみなし送達というか、一定の期間の経過によって送達の効力を発生させるという制度設計にするのであれば、少なくとも債権に対する差押命令という文脈では、営業日で考えていかないとワークしないのではないかと考えている次第であります。一旦私からは以上となります。長くなって申し訳ありません。

- 山本(和) 部長 いえ、ありがとうございます。重要な御指摘であったかと思えます。
- 大谷委員 ありがとうございます、日本総研の大谷でございます。今、井下委員の方が適切に一般企業の第三債務者となるケースについても述べていただきましたが、ちょうど同じことを申し上げたいと思っておりました。一般の企業の例ですと、従業員の給料債権に関する差押え、売掛債権というようなケースで、いつ送達の相手方になるのか予測が困難な中で、通常の業務を進める中で、みなし送達の期間が短縮されるということは実務上とても難しいという御説明を差し上げようと思っていたところでございます。やはり、みなしということがなされる場合には、相当程度の期間を猶予として設けていただく制度設計にさせていただかないと実務が回っていかないという状況でございます。

- 山本(和) 部長 ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

- 脇村幹事 ありがとうございます。また今後の議論だと思うのですが、当局として何か現時点でこの方向性というわけではないのですけれども、恐らく一般的な社会のニーズとして、電子的なものを使って今よりも早く送達をしたいというニーズがあることは間違いないだろうと思っております、そういった意味で、民事訴訟並びで少なくとも行くかどうかはあれですけれども、一定の対応をしないといけないと認識しているところでございます。

また、先ほどから電子一本化のお話がありました、届出をしたケースだと思うのですが、民事訴訟においては結局、届出をしたとしても書面による送達の余地を最終的に残しているところ。これは結局、受け取る側の利益だけ考えているわけにいかないということ、訴状ですと原告側、進めるためには当然、受け取ってもらわないといけませんから、

仮に通知がうまくいかないケースのために書類等の送達を残したということだろうと思います。

そういった意味で、仮に電子の届出をした場合に電子一本化ということになると、それは恐らく書類の送達でやっていたことは当然できると、全部電子でできるという立て付けにしないと駄目だということになると思いますので、恐らくみなし送達などではなくて、直ちに効力が発生するような議論になるのではないかと私としては思っていたところです。結局、書類送達でやらないといけないことについては、それは電子で賄えるのだから、電子一本化にする、だから債権者は我慢してくださいという話だとすると、それは書類送達でできたことは必ず電子でできるということを担保しないといけないのかなと思っていたところです。

ただ、それは多分なかなか難しいと、先ほど来というか、従前から、書類の送達は、それは制度としては残すべきではないかという御意見があり、その際について債権者の意見を聴くべきではないかというお話があったのかなと思っております。そういった意見は恐らく、第三債務者の負担を考えつつ債権者の利益をどう考えていくのかということのを調和させようという意見かなと思っております。

私としては別に何か現時点でこうすべきだということは考えていません。恐らく民事訴訟はそういった中で両方の利益を一応考えつつ作った制度だとすると、両方認めるということもあるのかな、などは少し考えていたところですし、一方で執行のケースについて、より電子にするために、みなし送達を短期間にする、あるいは、そもそもみなしを当然認めるというか、そういったことまで行くのは、とはいえ難しいのか、どうなのかなと少し思っているところがございますので、もちろん第三債務者の立場は正に訴訟と違って、それによって当然に効力が発生しますので、それは違うというのは十分に分かっているところがございますが、それ以外についても何か御議論いただければ幸いです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○小澤委員 今のところの話ではない、（後注）の公告につきまして、第1回会議で小畑委員からも御提案があったと思うのですが、IT化の議論がされるこの機会に、紙による公告の在り方についても検討する必要があるのではないかという意見を持っています。インターネットを利用する方法による公示だけでは、インターネットを利用できる環境にない者に対する公示とはならないのではないかという問題につきましては、裁判所に閲覧端末を置くことで紙による公告と同視することができるのではないかという考え方もあろうかと思っております。IT化というのは、どこまでペーパーレスを実現することができるかということの検討ともいえるのではないかと考えておりますので、民事執行の手續における公告につきましても紙からインターネットへという発想で議論を深めていけたらと思っております。その上で、情報が拡散しやすいというインターネットの特性を踏まえて、公告の内容について検討していくことが望ましいのではないかという意見を持っています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。私の理解では、（後注）の趣旨というのは、裁判所の掲示場等への掲示というのは、民事訴訟の公示送達と同じように、掲示場に掲示する方法と裁判所に設置した端末で閲覧させる方法が選択的になるということなのかなと思っていたのですが、そこはどのようなのですか、この資料の趣旨は。

○脇村幹事 この点につきましては、現時点で確固たる何かはつきり書いたわけではないの

ですけれども、この加えてと記載している中の、加えての前の部分についてはいろいろと選択肢があるのだらうと思います。ただ、元々（後注）を書かせていただいたのは、幅広くインターネットを利用してホームページ等をどうしますかということをお伺いしたかったところでございます。もちろんそれ以外についても御意見いただければとは思っております。

○山本（和） 部長 分かりました。そうすると、小澤委員が言われた紙とインターネットという組合せというか、それもあり得るとということなのですか。

○脇村 幹事 脇村です。もちろんそういったこともあるかとも思いました。現時点で絶対こうしたいというのがなかったもので、申し訳ないです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○橋爪 幹事 ちょうど（後注）の点について発言しようと思っていたところでして、正に部長がおっしゃったとおり、我々も、この掲示場等への掲示に加えてという記載からしますと、あたかも紙の掲示というものがマストであるというような印象を受けたわけなのですけれども、今般の民事訴訟法の改正によって、公示送達についてはインターネットでの公示に加えて、裁判所に紙の書類を掲示する方法と裁判所に設置した端末で閲覧させる方法とのいずれかを選択的に行うこととされていますので、それとある意味パラレルに考えますと、書面の掲示は必須とする必要はないと思われるので、その点を指摘しておきたかった次第です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。この第三債務者への送達はなかなか頭が痛い問題で、うまい解決策が見付かるかどうかというのは今後、皆さんの知恵を是非絞っていただきたいというふうに、事務局も含めて、お願いしたいと思います。

それでは、よろしければ、続きまして資料12ページの「8 債務名義の正本の添付・執行文の付与」、この点についてですが、事務局からまず説明をお願いいたします。

○西関係官 この項目は、電子的に作成された債務名義につきまして正本の添付を省略することですとか、執行文の付与についてどのような規律を設けるべきかという点について取り上げるものがございます。論点としましては、先日御議論を頂戴したところと同様でございます。また、この点につきましては、書面により作成された債務名義の取扱いとの関係も問題となるところと思われまして、この点も踏まえて御議論を頂戴できればと考えてございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

それでは、この点を御議論いただきたいのですが、（1）と（2）はやはり少し違うような気がしますので、まず（1）の債務名義の正本添付の問題、それから単純執行文の要否、同等の制度の要否ですね、（注）の点も含めてということでありますが、まず（1）の部分について御議論を頂ければと思います。

いかがでしょうか。この沈黙は、特段の御異論がないということなのでしょうか。

○今川委員 （1）については、単純執行文は廃止という方向でいいのではないかとということと、（注）については、電磁的記録により作成された場合には強制執行停止があるというのであれば、やはり電磁的記録の中で確認できるという方向でいいのではないかと、このように思っています。

立法とは関係ないのですけれども、できるだけ過去の紙の判決も電子化していただけると、どんどんこの制度に乗ってくるので、それを是非お願いできればと、このように思っております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○植松幹事 ありがとうございます。この（１）の記載と直接的には関係しないかもしれないですけれども、判決の確定証明書ですとか送達証明書などについても、債務名義が電子で作られている場合には、そこにデータとしてひも付けることによって、見れば分かると思いますので、書面を添付して提出することは不要という扱いにしてもらえればと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。幾つか付随的な御要望のようなものはありましたけれども、（１）の記載自体については、（注）も含めて、特段御異論はないような感じなのでしょうか。まだこの段階ですので、もちろん別に決めを打つわけではありませんけれども、取りあえず現段階では。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らくそういう方向なのだと思いますので、また私たちがブラッシュアップしていきたいと思います。今、１点、今川先生から従前の紙のお話を頂きました。今回の民事訴訟法の改正法では、過去のものについては紙を残すという前提にしております。そういう意味で将来課題だと思います。一方で、紙を前提としたとしても、いわゆる過去のデータというか、施行前に開始した事件の判決を紙で出した場合、今後もそれは紙でやったとして、同様に単純執行文を残すかどうかは恐らく問題になるのだらうと思います。結局、電子について単純執行文的なものはいいですというのは、見れば分かるのではないかということだと思っておりますが、一方で紙について、昔から民事執行の議論では、この単純執行文の廃止は、実務家を中心に、紙についても廃止すべきでないかという御意見が、私の昔勉強した限りではあり、実際、家庭裁判所の家事審判などについては単純執行文制度はないということ、特段問題が起きていないのだとすると、それほど違いがあるのかという話はあるのかと思いますので、それは、恐らくこの電子化するに当たって、単純執行文制度を置かないという整理との関係も、少し私たち当局としては気にしないといけないと思っておりますので、また併せて検討していきたいと思っております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、（２）特殊執行文ですね、これについては今のところ、ゴシックで書いてあるところでは、執行文の付与を要するものとするところについてどのように考えるかということですが、これは前回かなり御議論を頂いたところかと思っておりますけれども、引き続き御質問、御意見、御指摘があれば承りたいと思っておりますので、お願いいたします。

○青木幹事 ありがとうございます。先ほどの単純執行文については、記録の電子化により容易に判断できるようになるかと思うので、執行機関の判断でよいと思うのですが、特殊執行文については、条件成就とか承継の事実は記録を電子化しても、やはり判断が容易になるというわけではないように思いますので、執行機関とは別の機関が条件成就とか承継の事実を判断するという制度は維持されるべきではないかと思っております。

特に、特殊執行文が必要となる場合のうち債務名義上、確定期限が付せられている場合には、あらかじめ執行文の付与を受けておくことと確定期限が到来した際に迅速な執行をすることができるという都合のよい場面もあるかと思っておりますので、特殊執行文の制度というか、同等の制度は残すべきではないかと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。同じ、賛成という意見なのですが、部会資料6では、特殊執行文の付与に当たっては実体的判断を伴うために、仮にこれを執行裁判所の権限とした場合には裁判所により判断がまちまちとなる可能性があるという問題点が指摘されておいて、現行と同じような特殊執行文の付与を要することが提案されていますので、これに賛同する立場として、別の角度から少し発言をさせていただきたいと思っています。

我々司法書士が日常的に関わっている不動産登記の分野では、登記申請時に債務名義である判決正本に加えて、条件成就執行文や承継執行文を添付する場合があります。例として挙げますと、農地法所定の許可を条件として所有権移転登記を命ずる旨の判決があった場合には、農地法の許可書を裁判所に提出して、判決正本に執行文の付与を受けて登記申請を行うこととなりますし、口頭弁論終了後に登記義務者に相続が発生した場合には、相続関係を証する戸籍謄本などの書面を提出して承継執行文の付与を受けることとなります。仮に今回の改正で特殊執行文の付与の判断を執行裁判所が行うということになりますと、不動産登記の場面ではその役割を登記官がせざるを得なくなってしまうとも思われますが、形式的審査権しか有しない登記官にその役割を負わせることは、制度上難しいのではないかと考えますので、特殊執行文については現行の制度を維持すべきという意見を持っています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特殊執行文については現行法を維持すべきだという御意見が続いておりますけれども、特にそれ以外の御意見があればお出しを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○山本（克） 委員 ありがとうございます。私も特殊執行文は維持すべきだという立場なのですが、仮に債務名義である判決書その他が電磁的記録によって作成された場合に、執行文付与機関というのを現行のまま維持する必要があるのかどうかという問題は残るのではないのか、つまり、記録がどこからでも閲覧できるのであれば、執行文付与機関が現行のままである必要はどこにもなくなってきて、どの裁判所でもできるということも選択肢としてはあり得ると、そして執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴えの管轄についても別途考える可能性というのは出てくるのではないのかという気がしております。電磁的記録による特殊執行文というものを考えた場合に、少し執行文付与の在り方自体、制度全体の仕組みを、特に管轄要件を、維持してもいいのですけれども、維持する必然性は必ずしもなくなるのではないのかという気がしましたので、問題点を指摘させていただきます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。その場合に、13ページの辺りに書かれている、裁判所によって判断がまちまちになるとかということは、必ずしも問題にする必要はないということでしょうか。

○山本（克）委員 結局どこかが付与したら、それが。

○山本（和）部会長 それに拘束されると。

○山本（克）委員 それに拘束されると考えればいいと。だから、執行裁判所がやっても構わないということになると思います。ただ、一つの執行裁判所が出たものは、他の執行裁判所も拘束するというにすることになるのではないかと思います。

○山本（和）部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。今の点も含めて、もし何かあれば。

○笠井委員 今回の山本克己委員のおっしゃったこととの関係で、前回少し執行文付与の訴えや執行文付与に対する異議の訴えに関してのことを申し上げたので、少しだけ申し上げます。執行文付与の訴えや執行文付与に対する異議の訴えというものの管轄を考えると、やはり元の債務名義を作った場所との関連性が一番深いのではないかという印象で、前回そういう発言をしまして、そういう意味で債務名義作成裁判所が執行文を付与する裁判所であることがいいのではないかと思います。山本克己委員がおっしゃるように必然ではないというのはよく分かるのですけれども、多くの場合、その管轄を考えても、相続とかそういうことも含めて、どこでもいいとするよりも、債務名義を作った裁判所にした方が安定的な運用ができるのではないかという印象を持っているという、それだけ申し上げます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 私は、先ほど執行裁判所でもいいとは申しましたけれども、むしろ民事訴訟法の一般的なルールによって管轄を定めるというのもあるのではないかと、つまり、被告の住所地、普通裁判籍所在地を原則的な管轄裁判所とするという選択肢もあっていいのではないかと、そこは検討すべきだと思っております。

○山本（和）部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。事務当局から何かありますか。

○脇村幹事 脇村です。管轄につきまして、正に恐らくどこかに決めないといけないというルールが一応、不文律があるという前提で今、定めているというところで、恐らくそれは記録があることだけではないいろいろな考慮をしているのではないかとすると、記録があることが変わったからといって直ちに変わるというふうにはならないのかなという印象は抱いているところです。ただ、おっしゃるとおりそこが変わるので影響があるのではないかと、それを検討すべきではないかという点もおっしゃるとおりだと思いますので、なかなか変えられるほどにほかのことを捨象していいのか、すみません、少し私たちが自信がないところでございますので、従前どういった経緯でこの管轄が定められたかを少し確認した上で、恐らく将来課題かもしれないですけれども、考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

基本的にはこの特殊執行文の制度自体は残るということでありながら、付与する裁判所、あるいは裁判所書記官がどこのものになるのかということについては、なお引き続き検討していくというぐらいかと思います、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は資料14ページの「9 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化等」、この点について事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 こちらの項目は、執行官が執行機関となる場合等における執行手続のIT化につきまして御議論をお願いするものでございます。このような場合におきまして、執行裁

判所における手続と異なる取扱いを認める必要性ですとか、あとはその具体的内容について御審議を頂ければと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。この（注）の、いわゆる執行官が執行機関になる場合以外でも、この執行官に対する申立ての取扱いについて同様の取扱いにすることも含めて、御意見、御質問を御自由にお出しただければと思います。

○岩井関係官 執行官事件に関する記録の電子化の点について申し述べさせていただきます。正式な統計数値に基づくものではないのですが、東京や大阪といった大規模な裁判所におきましても、執行官に直接申し立てる事件の記録の閲覧請求につきましては、月に1件あるかどうかという程度のものだと聞いておりますので、通常の民事執行事件以上に、紙媒体で提出された申立書などを一律に電子化する必要性は乏しいのではないかと考えているところでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。実情について御紹介を頂きました。

ほかにいかがでしょうか。

この沈黙が何を意味するかですが、今の最高裁判所の御意見は、記録の電子化については、執行官事件についてはより広く例外というか、紙ベースでということが認められてもよいのではないかとことをインプライしている御発言であったと思いますが、先ほどは記録は基本的には電子化すべきであるという御意見が相当あったように思うのですが、執行官は別だということでもよろしいという御趣旨なのかどうかということを含めて、もし御発言があればと思いますが。

○今川委員 それは当然、執行官の方も含めて全面電子化ということでは、最高裁が今、そうでないということをおっしゃったのかと、そういう理解をしておりました。

○山本（和） 部長 執行官事件でも変わらないということですね。ありがとうございます。

○小畑委員 基本的には今川委員の今の御発言に賛成なのですが、現在の制度の下で閲覧件数がどのくらいあったかということは、コストと手間と閲覧までの手続ですね、それが、電子化された場合に閲覧・複製の制度になった場合には、全然変わることになりますので、そこまでコストを掛けて閲覧するかという人たちが、IT化後も従前どおりだということにはならないと思っています。閲覧を行いたいという人は飛躍的に増えると思いますので、現在の閲覧数等を根拠に電子化する必要はないとは言えないのではないかと考えています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。部長のお呼び掛けの趣旨を私が正しく理解しているかどうか、少し分からないですが、少し前に私が意見を申し上げたところとの整合性といえますか、それを尋ねられている面もあるのかと思って、少し、先ほど申し上げた、市民の側でなくて裁判所なり、この場合は執行官ですか、の場合の記録はどうなのかというお呼び掛けなのですが、私が先ほど申し上げたのは、市民の側でないものについては、スキャンすれば電子化できるのだから、電子化を急ぐべきではないという私の意見には程度の違いがありますと申し上げました。でも、それはプロセスというのがあるだろうというのが私の中にはありまして、結局、全体に紙で出されているものが少なくなれば、おのずとスキャンしなければいけないものも減ってくるわけで、そのプロセスというのがやは

りあるだろうと思っています。だから、税金でなされる作業においては直ちに全てが電子化されるべきだと私は申し上げたわけではなくて、プロセスの中で紙が減ってくればコストや手間も減ってきますし、あるいはスキャンする機器の能力ですとかそういうものが変わってくれば、手間掛からず短時間に大量にできるようなものになっていけば変わるということも考えての発言でしたので、私はその部分についてはすぐに全部電子化でいいと申し上げたわけではないとコメントいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。御趣旨はよく分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。執行官については、現場に記録を持って行くということもあろうかと思しますので、そういう意味では電子化することで記録の持ち運びが楽になるというメリットがあるのかと思しますので、そういう点でも全面電子化でよろしいのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。あるいはこの記録の電子化以外の部分でも、基本的には裁判所の場合と同等の取扱いというのがデフォルトなのかなと思いますけれども、執行官の場合は違うというような点が他にあればと思いますが。

○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。先ほどの記録の電子化のところでも少しコメントさせていただいたので、同じようにと思います。何か意見という趣旨ではございませんけれども、結局、デジタル庁でデジタル化というのを日々担当しておりまして、今回も民事執行等の分野に関して、民事訴訟よりも電子化の範囲がもしかしたら限定される可能性があるということで、この論点に関しては特にコメントさせていただいているということでございます。

ほとんど先ほどと同趣旨になりますけれども、執行官の申立てに関する手続についても、やはりアズイズとしてどういう業務があって、それが電子化されることによってどういう業務フローでどういう負担がどこに生じるか、簡単に言うと、例えば執行官申立て事件において、紙媒体のみで提出されているものが出てくるとして、それはどういうボリュームのものがありそうなのかといったような点の考慮ですとか、先ほどの繰り返しになってしましますが、それを電子化するという意味ですけれども、そのときに生じる業務フローとして、単にスキャンすれば、もうあとは具体的には突合などは要らないと割り切ってしまうのか、あるいはスキャンした後に一枚一枚突合していくというような業務がやはり当然に想定されているのかとか、そういったメリット、デメリットといいますか、コスト感みたいなところをこの手続に関しても比較検討していくことが必要なのかなと感じているところではございます。これが1点目でございます。

2点目は少し細かいところではございますけれども、ステークホルダーの確認ですが、執行官に関する何かシステム化等を考える場合も、これはシステム等の一元的な統括管理などは裁判所の方でされるという理解で合っているのでしょうか。これは事務局に確認した方がいいのか、裁判所の方に確認した方がいいのか、少し分からないところではございますが、その点だけ質問でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、裁判所に聞いた方がいいでしょうか。

○脇村幹事 恐らくその点は今後の検討なのかなと思っておりまして、基本的にそういうシ

システム構築を含めながら並行して検討していく問題だと何となく思っています。もちろん最高裁の方でお考えがあれば、教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、民事局、もしお考えがあれば。

○岩井関係官 執行官についてだけ何か特別な、別枠でシステムを考えているというわけはありません。

○山本（和）部会長 基本的には裁判所のシステムということですね。岡部関係官、いかがでしょうか。

○岡部関係官 承知いたしました。細かい質問をして申し訳ございません。ありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。クラリファイされたかと思えます。

ほかに、この執行官の点は、事務当局から何かありますか。

○脇村幹事 執行全体について切り分けできるかという御宿題の中の一つとして、この執行官もあるのだろうなということは漠然と思っているのですが、今日の御意見を踏まえながら、どう部会資料を切るかを少し考えたいと思います。すみません。

○山本（和）部会長 私から聞くのもあれですが、執行官が手数料制をとっているということとの関係ではどうなのですか。

○脇村幹事 参事官の脇村です。まずは当事者の利便性というか、そういった観点から検討した上で、それがそこに何か影響するかを考えていきたいと思っております。電子化のメリットについて、閲覧を重視するのかどうかというのを、その方向性を見据えながら、ただ、それとの関係で負担とかそういったフローの関係について何か手当てするかどうかを併せて検討していきたいと思っております。まずはニーズにどう対応するかかなと今のところはお思っております。

○山本（和）部会長 失礼しました。よろしいでしょうか。

それでは、民事執行の項目の最後ですけれども、15ページの「10 その他」ですね、この点について事務当局から説明をお願いいたします。

○西関係官 これまで御議論いただいたもののほか、民事執行につきまして民事訴訟並びとすることについて不都合のある手続ですとか、特段の考慮が必要な手続がないかという点につきまして、御議論いただければと考えております。先日の御議論では、証拠調べの手続につきまして、民事訴訟と同様の手続とするということが取り上げられましたほか、いわゆる配当留保供託についての御意見もあったところでございます。これらの点も含めまして、何かございましたら御意見を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 それでは、いかがでしょうか。キャッチオール的な項目ですけれども、何かこの時点で。

○杉山幹事 10で書かれていないことなのですが、従前より、9のところと関わるかもしれませんが、動産の売却をインターネットを通じてできるのかというような話があり、IT化と関わりがないかというところでもないと思うのですが、それは特には今回、議論はしないという理解でよろしいのでしょうか。

○山本（和）部会長 事務当局から何かあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。当局として、現時点で何かこう変えたいとか、したいという思いは正直、ないところです。否定しているというよりは、考えていなかったとこ

ろでございまして、まずは既存の手続を前提に、何かウェブ等の活用とかそういったことでうまくできないかとは思っていましたが、恐らく先生がおっしゃったのは、もう少し抜本的にといいますか、仕組みそれ自体をいじるということかなと思っておりまして、それについては今後、御意見等を頂きながらということかな、ぐらいに考えていました。

○杉山幹事 分かりました。

○山本（和）部会長 今おっしゃったのは、インターネットオークションみたいなものを動産競売にも使えないか、みたいな問題関心ということでしょうか。

○杉山幹事 はい。

○山本（和）部会長 分かりました。では、その点もし、御検討というか、あれしていただければと思いますが。

今の点でも結構ですし、ほかの点でも、民事執行に関連することで何かありましたら、この際、御発言を頂ければと思いますが。

○小畑委員 法律の制度の話ではないのですが、強制執行の場合、公正証書の問題がどうしても出てくると思うのですけれども、公正証書を債務名義とする場合の規律というのは結局、公正証書が今のまま紙ということであれば、もう現行法のそのままということでのいいのか、それから、内閣府の規制改革推進会議の答申を見ると公正証書もデジタル化を進めるという内容が書かれていたと思うのですけれども、公正証書がデジタル化した場合に、強制執行の申立てとの関係で、裁判所の判決と同じようになるのか、それとも、そこは少しまた別の問題になるのかということについて、少し先走って申し訳ないのですが、何か議論があるのかということがずっと気になっておりまして、その点についてお尋ねしたいと思うところがございます。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 公証を直接担当していないので、若干感想めいた程度ということでお話しさせていただきますと、おっしゃるとおり、公正証書をどうするかについては議論がされているものと承知しております。そういった意味ではその議論の進展等を踏まえた判断だと思っておりますので、現時点で何か私の方で、こうなります、ああなりますとは言いつらい点が正直、あると認識しています。もちろん公正証書が電子化した際に、それと裁判所をリンクさせられないのかという御意見はあると思っておりますので、現時点ではこうしますとか言えないのですが、もし御意見を頂ければ、それはそれで伺いさせていただきたいと思えます。

○山本（和）部会長 小畑委員、御意見があれば。

○小畑委員 私も何も持ち合わせていないのですが、ありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。その点、もし御意見があれば、今でなくても後でも結構ですけれども、引き続き頂ければと思いますが。

ほかにかがででしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、民事執行については以上とさせていただきます。

続きまして、資料15ページの「第2 民事保全」について、議論に入りたいと思えます。まず、やはり最初ですけれども、「1 インターネットを用いてする申立て等」というものでありますけれども、この点について事務当局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 15ページ「第2 民事保全」の「1 インターネットを用いてする申立て

等」は、民事保全の手続におけるインターネット申立てを取り上げるものでございます。先日の御議論では、民事保全の手続においてインターネット申立てを可能とすることについては反対の御意見はなかったように思いますが、インターネット申立ての義務化の範囲については様々な御意見を頂戴したところかと存じます。このような御議論を踏まえ、引き続き御議論いただければと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見をお出しただければと思います。

○小畑委員 民事保全につきましては、民事訴訟と申立ての構造は同じだと思しますので、私としても義務化の範囲を広げるという議論をするということとはございませんので、その点、御安心いただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。別に不安に思っていたわけではありませんが、御意見はよく分かりました。

ほかにいかがでしょうか。このゴシック、あるいは今の小畑委員の御発言も、基本的には民事訴訟の場合とこの義務化の範囲は同じでよいのではないかという御発言でしたが、特段違うということとはございませんか。

事務当局は何かありますか。大丈夫ですか。

それでは、よろしければ、次に移りまして、資料16ページ「2 事件記録の電子化」、この点について事務当局から御説明をお願いします。

○治部関係官 この項目は、民事保全の手続において提出された書面等の電子化に関する規律について御議論をお願いするものでございます。先日の御議論では、電子化の例外を認めるべきかについては様々な御意見があったところでございますが、この点については電子化の必要性の有無の検討も必要になると思われ、この点についても御意見を頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御自由に御発言を頂ければと思います。

○櫻井委員 民事保全手続において電子化をしない例外を認めるかどうかについて、書面で申立て等がされた場合は原則として書面を事件記録とし、保全異議又は保全取消しの申立てがあったときに限って電子化すればいいといった意見を頂いています。民事保全の手続においては、代理人弁護士が就いて申立てをするケースは割合としてはそれほど多くはないとは思いますが、一方で、保証求償債権等を請求債権に保証協会等の業者の申立てがかなりの割合を占めているのではないかと思います。この点は実際の統計等を御紹介いただければとは思いますが、つまり、弁護士申立ては多くないとしても電子化に対応できない申立人というのはあまり想定できないのではないかと、電子申立ての割合は非常に高くなるのではないかとということを想定しますと、紙で申し立てられる少ないケースを念頭に例外を認める必要はないと思います。また、むしろこの例外を認めて異議申立て等があったときに限って紙を電子化するとすれば、逆に管理コスト等がかかるのではないかと考えますので、実情や想定される状況も考え、例外を認める必要はないのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。例外を認める必要はないのではないかと

お立場からの御意見でしたが、ほかにいかがでしょうか。

特段あれでしょうか、それで。

○**脇村幹事** 脇村です。私が言うべきかどうかという問題はあるのですけれども、少しお話しさせていただくと、私も基本的に電子化すべきではないかという感覚を当然持っているのですが、一方、保全についても恐らく弁護士の方が関与された事件の多くは、普通は仮差しが認容されて、送達されて、相手方もそれを見に行きたいみたいなケースがあるのだと思うのですが、一方で当然、保全事件の全てというわけではないですが、一部についてはあれかもしれませんが、御本人さんが申立てをされるケースがあり、もちろん認容されるケースもあれば、棄却といいますか却下をされ、そのまま終わってしまっている事件もあるのだらうと思います。そういった意味では、理由がないようなケースで保全が発令されないというケースについて、恐らく資料はそもそも御本人さんが出しているものだけのときに、誰が閲覧しに行くのだということを考えていらっしゃる方もいるのかなと直感的には思っているところでございます。一方で、なかなか普通のというか、認容されているケースもあれば却下されているケースもあり、そういった類型がある中で、一律に設ける必要があるのかどうかという点は、やはり議論なのかなと考え、一応、部会資料としてはどう考えますかと書かせていただいたというところでございます。

○**山本（和） 部長** ありがとうございます。今の点、いかがでしょうか。

○**今川委員** 保全で一部、本人さんがされる場合もあって、それが却下とか棄却になる場合もあるということですが、一部であるのだったら全部電子化すべきなのではないかと。私自身も経験上、本人さんがされているというのは経験したことないですし、大体は弁護士がやっているか、先ほど櫻井委員がおっしゃったように、ある程度専門化した部署で弁護士なしにやっている場合が多いのではないかと思いますので、是非全面電子化でお願いしたいと思います。

○**山本（和） 部長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**橋爪幹事** まず、今の本人申立ての有無については、恐らくそういうケースは、本人が申し立てているからこそ、弁護士の方々が御存じないのかなという気がいたします。ですので、今何か数値を持ち合わせているわけではありませんが、そういう事案が一定数あるのは確かかなと思います。

その上で、そういった事案の割合次第という話になるのかもしれませんが、いずれにしてもそういったものが紙で出てきた場合に、相当な分量の疎明資料も含めて全て電子化することが必須ということになりますと、そういった電子化作業の分だけ、ほかの事件も含めて、裁判官の判断、発令のタイミングが遅れてしまうことにもなりかねない、そういうことが保全の迅速性との関係で余り好ましくないのではないかとこの点は指摘しておきたいと思います。

○**山本（和） 部長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。予想どおりというか、御意見は分かれたわけですが、

○**脇村幹事** ありがとうございます。事務当局としてはいずれにしても、この当事者の利便性の向上を図るべきであるということではぶれていないつもりでございまして、それが損なわれない形で何かできるかどうかということを考えていけないと思っていま

す。そういう意味では、民事訴訟で考えていた議論の延長として、電子化することによるメリットを保全手続でも享受すべく、何か工夫が考えられるのだったら工夫を考えますけれども、そういった享受をどうやってしていくのか、それは恐らく次の保全の命令というか、裁判書等の電子化の区別等も含めて考えたいと思っていますので、是非、こういった点で保全について電子化するメリットがより強くあるといいますか、もちろん電子化すること自体にメリットがあるのは分かっていますけれども、こういったケースが想定されるのではないかというのを頂ければ、また考えていただきたいと思います。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。是非そういう情報提供も含めて、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、よろしければ、今も出てきました、やはりそれと関連する問題かと思いますが、17ページの「3 裁判書、調書等の電子化」、まず、これについての説明をお願ひいたします。

○治部関係官 この項目は、裁判書や調書等の電子化に関する規律について、先ほどの事件記録の電子化の御議論も踏まえつつ、改めて御議論をお願ひするものでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。前回も特段の異論は見られなかったというのがこの資料に書かれてあるところですが、特段の御意見はないということで伺ってよろしゅうございましょうか。

それでは、続きまして、部会資料18ページ「4 期日におけるウェブ会議等の利用」、この点につきまして事務当局から説明をお願ひいたします。

○治部関係官 この項目は、民事保全の手続で開かれる期日におけるウェブ会議、電話会議の利用に関する規律について、一読での御議論を踏まえ、引き続き御議論をお願ひするものでございます。先日の御議論では口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋におけるウェブ会議、電話会議の利用について、一般的に民事訴訟手続と同様の規律とすることに反対する御意見はなかったかと存じます。他方で、特に仮の地位を定める仮処分命令や保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日につきましては、ウェブ会議の利用のみを認め、電話会議による方法は認めないこととする考え方については両様の御意見を頂戴したところかと存じます。このような御議論を踏まえ、御議論をお願ひするものでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、（１）、（２）に分かれています、特段区切りませんので、御自由に御発言を頂ければと思います。

○今川委員 （２）の方は、前から申し上げているとおり、審尋期日においては断行の仮処分ですので、それ以外の保全異議も条文上は同じようになってしまっているのですが、ウェブ会議を原則とすると。ただ、いろいろと話をしていると、労働事件なんかで労働者側が会社に仮払いの請求をするような場合に、例えば、債権者側においてウェブの調子が悪くなって、そのときには電話でよろしいよというような了解があれば、それは電話会議でもいいのではないかという、やはり迅速性という点から考えて、そのぐらゐの例外は認めるべきではないのかということが実務家の間から意見は出ておりました。原則はウェブで。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○**笠井委員** 私は前から電話での余地も認めるべきではないかと思っておりますので、その意見を維持したいと思うのですけれども、今の今川委員のお話のように、当事者がいいよと言った場合といっても、これは債務者の方はできるだけ引き延ばしたいとかそういうことがあり得るわけでありまして、そういう場合に、もし債務者もいいよと言わないと映像がないといけないというのであれば、結局その債権者の利益はどうなるのだろうという話になりそうですので、その辺りについての弁護士さんのお考えというのは少し教えていただきたいと思いました。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

○**今川委員** 仮の地位を定める仮処分のところですが、その点、やはり問題になりまして、工事を仮に差し止めるといった場合に、工事はどんどん進んでいきますから、ウェブ会議でやっていたらそんなもの入らないのではないかという話があったのですが、そのときには、民事保全法の23条4項のただし書で対応できるのではないかという話があって、そうだよという話になっておりました。

○**笠井委員** そこは、前回も言ったと思いますけれども、音声であれ、審尋をしないよりもした方がいいと思います。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。前回のやり取りと基本的に同じかと思いますが。

ほかにいかがでしょうか。先ほど申し上げましたけれども、これから中間試案の作成に向かっていますので、御意見が分かれていることは今のやり取りでよく分かるのですが、どのような意見の分布か等を含めて、事務当局は多分知りたいのだらうと思いますので、御遠慮せずに御発言を頂ければ大変有り難いのですが。

○**脇村幹事** ありがとうございます。従前どおり、ウェブを認めるかどうかについて、また意見の分布、私たちも考えたいと思います。

1点だけ、今日言うかどうか考えたのですけれども、多分、今の笠井先生と今川先生のやり取りの関係でいいますと、仮地位仮処分とほかの保全で若干、法律上の立て付けが違っている点がございます。つまり、民事保全法23条4項で必要的審尋になっているのですが、これは実は必要的審尋の対象は債務者だけということになっておまして、もちろん運用としては、これは当事者立会いでやっているのは知っておるといえるか、そうしていると思うのですけれども、法律上は飽くまで債務者の意見を言う観点から、債務者については必ずやらなければいけないですよと書いているということからすると、運用は別にして、この規定との関係でいくと、債務者の意見をできるだけ言いやすくするという立て付けを少し考えないといけないのかな、それが恐らく笠井先生が、仮地位仮処分の話かどうかあれなのですけれども、仮にすると、恐らく債務者が現実に出てこられない、ウェブも厳しい、でも電話は出たいというときについて、いや、それはもう出てなくていいのだということになるのかどうかという問題かなというのは、ほかとは若干違うのかもしれないとは思っていたところでございます。

そういう意味で、保全ですので、言いたいことを言える機会は保障するというのを見ると、広げた方がいいのかなという気もする反面、もちろん立会権の意味が、それは相手方の不意打ち防止とか何というか、そういう点からいうと、ウェブという意見もあるのかと思いますので、うまく意見分布を書けるかは自信は若干ないのですけれども、当局

としては、先ほど意見を伺っていて、その辺も少し踏まえながら意見分布を書かないといけないということは認識したということだけ少しコメントさせていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○橋爪幹事 脇村幹事がまとめをされた後の発言になって、少しタイミングを逸してしまったのですが、裁判所としても、保全手続の迅速性の観点からしても、やはり電話会議の余地というものは認めておいた方がいいのではないかと考えておりますので、一応その旨だけ発言させていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。別に今の脇村さんは、必ずしもまとめという趣旨ではなかったのではないかとはいいますが、ほかにも御意見があれば是非伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

個人的には仮地位と、保全異議、保全取消し等もまた少し違うのではないかと、保全異議、保全取消し等は御承知のように、民事保全法でオール決定主義にしたときに、従来判決手続、つまり口頭弁論だったのを審尋にしたという経緯があるものですので、口頭弁論に準じたものが電話でよいのかという別途の問題も生じそうには思いますが、だからどうということではないのですけれども。

○笠井委員 前回、私が発言したときに、部会長から今の保全異議、保全抗告等についてのことを御質問になられて、今のところ同じように考えていますと言ったと思うのですけれども、民事訴訟のときも、異議とか上訴になったら、あるいは取消しになったら違う仕組みにするという発想が余りなかったように思いますので、この場合、違うようにするのであれば、その辺りの理由の説明というのはやはり要るように思います。今の部会長の御発言に反対という意味でもないのですけれども、一応同じように考えていいのではないかと、ということで、今のところ思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。私も別に考えるべきだという意見を申し述べたつもりではなくて、議論を喚起する趣旨だったので、今のような御意見を伺えてよかったと思いますが、ほかにもいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この点も議論がなお分かれているところですので、引き続き、事務局からは先ほど、どういうふうなことでまとめていくかということで御検討を頂ければと思います。

それでは、次に、資料19ページ「5 記録の閲覧等」、この部分につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 この項目は、電子化された事件記録の閲覧等に関する規律や、閲覧等の具体的な内容について御議論をお願いするものでございます。この点につきましては、閲覧等の具体的な内容について、民事訴訟手続と異なる規律を導入する場合には、その必要性や許容性についても検討する必要があるとも考えられ、その点についても御意見を頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、どなたからでも結構ですので、御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。特段の御発言がないというのは、基本的にはこれで、民事執行とは違って、民事保全は比較的、先ほど出てきました当事者という概念ははっきりはしているということかと思っておりますけれども、その範囲でいつでも閲覧という形を考えていくという

ことでしょうか。

事務当局から何か追加のコメントは、大丈夫ですか。

今川委員、何かないですか。

○今川委員 これでもいいのではないかと考えております。

○山本（和）部会長 沈黙だと議事録に何も残らないものですから、そういう御発言が非常に有り難いということです。

よろしいでしょうか。それでは、続きまして資料20ページ「6 送達等」ですね、これにつきまして事務当局から説明をお願いいたします。

○治部関係官 この項目は、民事保全の手續における電磁的記録の送達や公示送達について、民事訴訟手續と同様の規律とすることについて御議論をお願いするものでございます。なお、資料では仮差押命令の送達など、保全執行に関する手續における送達の在り方については、20ページの「7 その他」の（注2）に関する論点であると整理させていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この送達、システム送達、公示送達、この辺りについて御発言があれば、お願いしたいと思います。

ここは余り問題はないということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料の最後になります「7 その他」ですね、これも事務当局から説明をお願いします。

○治部関係官 この項目は、これまで御議論いただいたほかにも民事保全の手續のIT化に関して検討が必要な事項があるかなどについて御議論をお願いするものでございます。本文の（注1）、（注2）は、部会資料2の内容を変更しておりませんが、説明の2では、先日の会議で御意見を頂戴いたしました、起訴命令が発せられた場合において債権者による本案係属証明書の提出を不要とする制度についても取り上げております。この点についても御意見を頂ければと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この資料に記載されている点、あるいはそうでなくても、民事保全に関連する点、何でも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

先ほどもありましたように、この仮差押え執行の第三債務者への送達の問題というのは、基本的には先ほどの民事執行の議論の並びということになっていくのだらうと思いますが、その点も含めて、もし。

「7 その他」ですが、どの点でも結構ですので、御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。証拠調べについては民事訴訟と同様、保全執行については民事執行と同様、それから起訴命令については、先ほどの債務名義と同じように、裁判所の方に確認を求めて、訴えを起こした証明書というようなものは必ずしも必要ないようなことにできるのではないかなというように記載されているのではないかと考えております。

○植松幹事 ありがとうございます。一番最後のところの民事保全法の37条5項のところの関係なのですが、事件記録が電子化されない手續については書面の提出を必要とすることが考えられるというのは、37条5項というのは家事調停とか労働審判とかの申立てをした場合なのだと思うのですが、それを紙で申立てした場合には、その申立てをし

たことの証明書みたいなものをもらって、それを紙で出さなければいけないとするということが考えられると、そういう御趣旨なのですか。

○山本（和）部会長 事務局、お願いします。

○脇村幹事 脇村です。結論的には、おっしゃるとおり、まだほかが決まっていないこともあり、一応念のために書いているところでございまして、見に行けないときにはどうしようもないので、ということかと思っています。ただ、そういうことが起きるかどうかという問題は別途ありまして、全ての事件、恐らく全ての民事的でないものも含めてできるかどうかという点がございまして、電子化した事件で見に行けるものはそうするけれども、残りはどうするかというのは一応、留保を付けたというところでございます。それ以上の意味はございません。

○山本（和）部会長 仲裁とかもあつたのではなかったですか。

○脇村幹事 そういう意味では、先ほど言いました、見に行けないものがどうしても残る可能性があるということを書かせていただいたというところでございます。

○植松幹事 分かりました、ありがとうございます。非訟の最初の方で、事件記録が電子化されないものはそもそも事件管理システムで管理されないのですかというのを御質問させていただいたのは、ここの関係がありまして、紙で提出した場合で、それを電子化しないという場合に、でも事件管理システムでは管理するというのであれば、システム上見に行くことができるのかなということで、紙の提出は要らないのではないかと思ったので、質問させていただいた次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

特段よろしいでしょうか。それでは、この点も先ほどの執行と同じように、もし何かお気づきになられた点がありましたら、期日外でも結構ですので、またお知らせを頂ければと思います。

それでは、この民事保全全体を通して、あるいは、先ほどの民事執行で更に言い残したという点でも、最初の非訟でも結構です。今日審議した部分全体について、もし言い落とした点とか何かお気づきの点があれば、この際、御発言を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○湯浅委員 ありがとうございます。これは法律の内容というよりは、今、最高裁におかれましてシステム化を検討されていると思いますので、今日の議論を伺っていて全体的な感想と、要望ということでございますが、今日、書面を残すかデジタル化するかとか、いろいろ御議論があつたかと思えます。あるいは、将来的に動産のオンラインにおける取引とシステムを結び付けるかという議論もあつたかと承知をいたしておりますが、やはりデジタル化というときに、紙の書類をスキャナーで読んでPDFにするという段階の次まで、将来的なことを見据えていただく必要があるのではないかという気がいたしております。具体的には、個々の書類に固有のIDを振る、あるいは個々の取引だとか個々の動産のオンライン取引等に固有IDを振った形で、その固有IDと裁判の記録、あるいは裁判の記録の中の固有のドキュメントを結び付けるという形を想定しておかないと、紙の書類に代わってPDFファイルが膨大にサーバの中にと蓄積されて、それを検索したり、個々の書類同士の関連を付けたりするのが全部手作業になって、かえって人手が掛かるという

ような事態を若干危惧しているところでございます。

また、紙の書類のPDF化の際にも、全部それをいわゆるOCRをし、デジタルな可読性がある状態にして、かつ、その可読性について、単に機械的に処理するのではなくて、相当精度の高い段階まで可読性のある状態にするのかとか、もう少しデジタル化という際のPDFファイルの先のところまでシステムが対応できるような形になると有り難いと思います。全体的な感想で申し訳ございません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な御指摘を頂いたかと思えます。システム化の具体的なシステムの構成について、是非参考にしていただいて、将来に向けてのものを作っていただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。全体的な感想でも結構ですけれども。よろしいでしょうか。それでは、本日の審議はこの程度にさせていただきます。

最後、次回の議事日程等につきまして事務局から御説明をお願いします。

○脇村幹事 次回の日程は、令和4年6月24日金曜日、午後1時から午後6時でございます。場所については、法務省20階第一会議室を予定しております。

今回は、できれば人事訴訟、家事事件と倒産手続について御議論をお願いしたいと思っております。いずれにしても、今日が二読でございましたが、できるだけもう中間試案を見据えながら具体的に書けないか、今日の御議論を頂きましたので、次回以降、中間試案を見据えた形で資料を作るべく頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。委員、幹事、関係官の皆様の御協力で、本日は積み残しなしで終えることができました。本当にありがとうございました。長時間にわたり熱心な御審議を頂いて、御礼を申し上げます。

それでは、本日の審議はこれにて閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

—了—